

津市障がい者計画の概要（案）

【平成 25 年度～平成 29 年度】

計画の基本的な考え方（理念）と実現したいこと（目標）

本市では、平成 20 年度から平成 24 年度までを計画期間とする「津市障がい者計画」を策定し、福祉、教育、就労、まちづくりなどの施策を総合的、計画的に推進してきました。この間、国では、「障害者基本法」の改正など、障がい者制度全般にわたる改革が行われました。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、地震や津波などの大規模災害における被災障がい者への支援について、改めてその課題が浮き彫りになり、対策が求められています。このほかにも、障害者虐待防止法が平成 24 年 10 月から施行されるなど、障がい者を取り巻く社会的な環境はめまぐるしく変化しています。

障がい者は、これまで保護されるべき人と考えられてきましたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけが明確にされました。いつ、いかなる時においても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がい者は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係の中で日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がい者だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、差別のない社会の構築に一層取り組んでいかなければなりません。

本計画は、障がいの有無にかかわらず、等しく相互に人格と個性を尊重し合い、地域社会における共生の実現をめざし、障がい者施策を総合的かつ計画的に展開するものです。

計画の背景

制度改正と社会基盤の整備の進展に伴い障がい福祉サービスが充実

障がい者数の増加及び対象範囲の広がり（発達障がい、難病等）

地震、津波などの大規模災害における被災障がい者への対応課題

計画の視点

「保護の対象」から「権利の主体」へ、障がい者の位置づけを明確化

障害者基本法の改正による「地域社会における共生」への展望

障がい者だけに努力を求めるのではなく、地域社会が変わることが重要

〔基本目標（キャッチフレーズ）〕

『一人ひとりの個性が尊重され、心豊かに暮らしていける
共生社会の実現』

計画の基本方向

計画の基本理念及び基本目標に基づき、以下の 3 つの基本方向（基本的な取組姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

□障がい者の自立を実現する

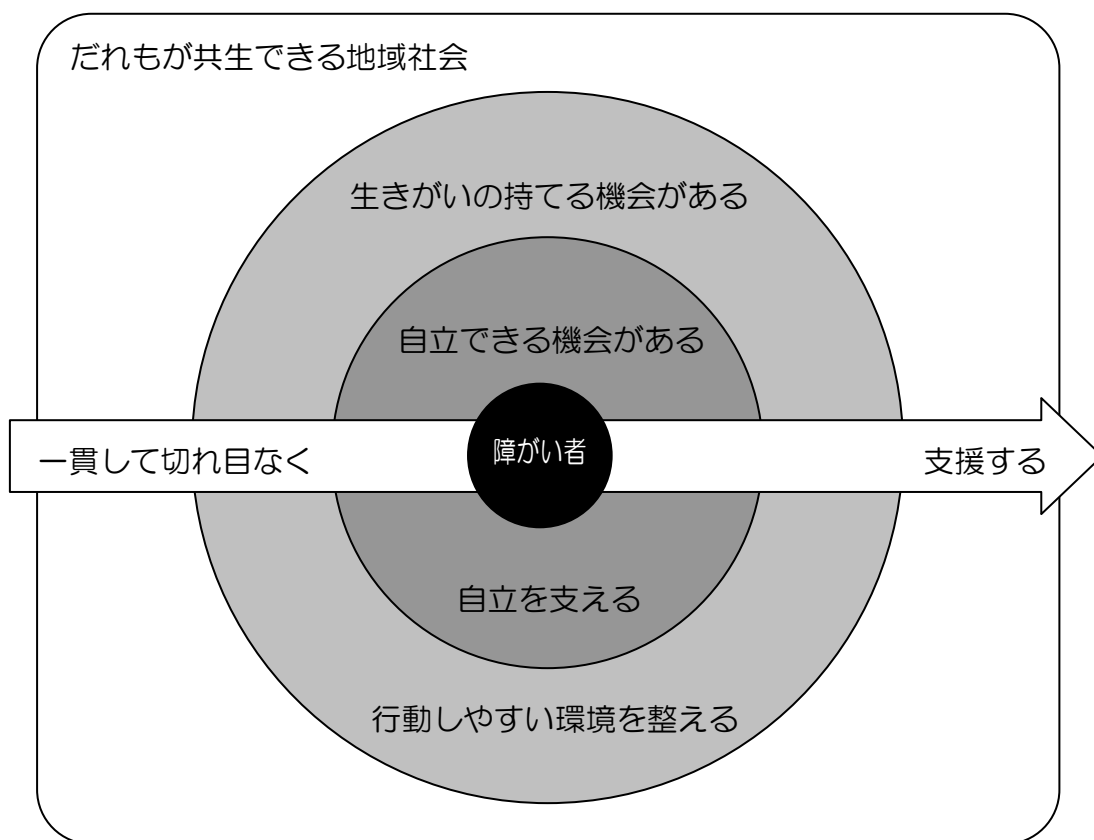
障がい者一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

□障がい者が生きがいを実感できる

障がい者一人ひとりが、地域社会の中でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、社会的な活動を阻害する障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

□ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がい者一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携の中で一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。



計画の体系

【基本目標】

一人ひとりの個性が尊重され、心豊かに暮らしていける共生社会の実現

【重点課題】

自立生活への
支援

自立できる
機会づくり

行動しやすい
環境の整備

生きがいの
持てる
機会づくり

一貫して
切れ目ない
支援の充実

【展開施策】

(1) 生活支援

① 障がい福祉サ
② 福祉用具等の給
③ コミュニケー
ン手段の確保

(1) 雇用・就業

① 雇用の場の確保
② 職業訓練、就
③ 福祉的就労と多
な働き方の支援

(1) 生活環境

① 建築物等のバ
② フリー化の推
③ 防災対策の推
進

(1) 交流活動

① 交流機会の充
実

(1) 保健・医療

① 障がいの予防・早
② 心の健康づくり
③ 保健・医療体制
の充実

(2) 住 ま い

① 住まいの確保

(2) 啓発・広報

① 啓発・広報活動の
② 福祉に関する教
③ ボランティアの育
成

(2) 余暇活動

① 余暇活動の振興

(2) 教育・育成

① 特別支援教育等
② 療育の充実

(3) 相談・支援

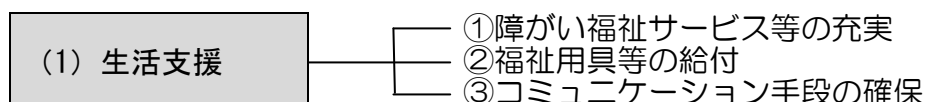
① 情報提供の充
② 相談・支援体制
③ 生活保障の実
④ 権利擁護の推
進

計画の取組方向

1) 自立生活への支援

障がい者、その家族の方が住み慣れた地域社会の中で個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活が営めるよう、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスをはじめとして、福祉用具等の給付やコミュニケーション支援の充実に努めます。

〔展開する施策の方向〕



〔成果をみるための指標〕

指標名	障がい福祉サービス等の利用に対する満足度	現状値
		障がい者 60.2% 障がい児 32.3%

障がい福祉サービス等の利用者が自己決定と自己選択を尊重され、個々の生活や環境に応じて自立した生活を営んでいる状態を想定し、サービス利用に対する満足度の向上をめざします。

〔主な施策内容〕

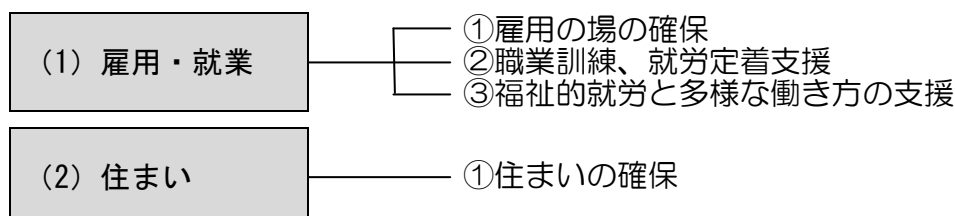
(1) 生活支援

- 障がい者が個々のライフスタイルや環境に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの適切な提供に努めます。
- 適切な障がい福祉サービス等の確保が図られるよう、津市地域自立支援協議会においてニーズの把握に努め、障がい福祉サービスに関する課題の検討をはじめとし、事業者や関係者等との情報共有、情報発信に努めます。
- 移動支援事業や日中一時支援事業については、個々の利用者のニーズに応じて的確に実施できるよう努めます。
- 障がい者の地域生活への移行を促進するため、グループホームやケアホーム入居者への支援を行います。
- 障がい者の日常生活を支援するため、日常生活用具の給付や補装具費の支給を適切に実施します。
- 聴覚障がい、音声・言語機能障がいのある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を行います。

2) 自立できる機会づくり

障がい者がその適性と能力に応じて希望する就労の場に就くことができ、さらに、障がいの有無にかかわらずともに働ける社会をめざし、雇用促進に努めるとともに、居住の場など地域生活を継続的に行うための社会資源の確保について取り組みます。

〔展開する施策の方向〕



〔成果をみるための指標〕

指標名	働く場がないため働くことができない人の割合（65歳未満の人）	現状値
		10.0%

障がい者の雇用・就業支援を通じ、働きたい障がい者の雇用が進むことを想定し、働く場がないから働くことができないという人の割合の減少をめざします。

〔主な施策内容〕

(1) 雇用・就業

- 市は障がい者雇用の先導役として、身体障がい者だけでなく、知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者の雇用に取り組みます。
- 津市地域自立支援協議会を通じて、障がい者、企業、就労関係機関のネットワークを構築し、課題を共有しながら、雇用のミスマッチの解消に向けて取り組みます。
- 雇用の継続に向けて、ジョブコーチ（職場適応援助者）及びジョブサポーター（就労支援ボランティア）の養成への支援に取り組みます。
- 三重県障がい者共同受注窓口事業を活用し、本市における障がい者支援施設等からの物品の購入、役務の提供に努めます。

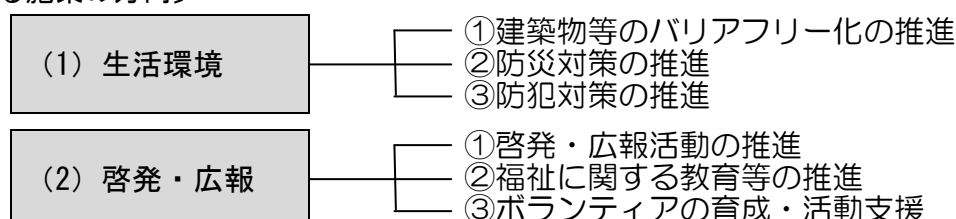
(2) 住まい

- 本市及び三重県のグループホーム等緊急整備事業の活用を図り、グループホームやケアホーム建設に対する補助を行います。

3) 行動しやすい環境の整備

障がい者が安心して地域社会の中で暮らすことができるよう、建築物などの物理的な障壁はもとより、障がい者が特別な存在であるという意識上の障壁、さらには情報面での障壁など、すべての障壁を除去し、だれもが安全に生活することができる環境の整備に努めます。

〔展開する施策の方向〕



〔成果をみるための指標〕

指標名	社会的な偏見を感じたことがある人の割合	現状値
		障がい者 34.9% 障がい児 64.4%

啓発・広報活動の推進、福祉に関する教育等の推進など行動しやすい環境の整備を通じ、心のバリアフリーが実現されることを想定し、社会的な偏見を感じたことがあるという人の割合の減少をめざします。

〔主な施策内容〕

(1) 生活環境

- 公共施設や民間施設、道路施設、公園施設のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を推進します。特に、適合率の低い小規模な民間建築物の指導に努めます。
- バス交通事業者に対し、低床車両の導入及び関連する施設等の整備を促していきます。市のコミュニティバスについても、車両更新の際に、バリアフリーに配慮した車両への更新に努めます。
- 障がいの特性等を考慮し、福祉避難所の協定締結をさらに進めるとともに、指定した福祉避難所と開設時の連携のあり方などについて、より具体化します。また、福祉避難所のマニュアルについては、障がい種別ごとに作成します。

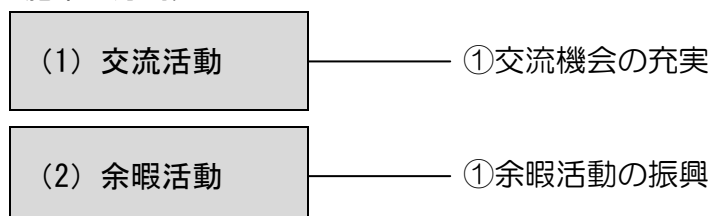
(2) 啓発・広報

- 障がい及び障がい者に対する正しい知識を市民に普及します。
- 障がいへの理解促進とともに、相互に人格と個性の尊重を促すため、出会い学習を実施します。
- 市社会福祉協議会が実施しているボランティアセンター事業を支援し、連携を図りながら効果的に事業を推進します。

4) 生きがいの持てる機会づくり

障がい者が生きがいを持って地域社会の中で暮らせるよう、一人ひとりが自分を表現する多様な交流・活動の機会を創出するとともに、障がい者自らが主体的に取り組むスポーツ・文化・レクリエーションなどの活動を振興します。

〔展開する施策の方向〕



〔成果をみるための指標〕

指標名	市民の障がい福祉に係る活動への参加割合	現状値
		12.9%

交流機会の充実、余暇活動の振興を通じ、障がいのある人と障がいのない人が交流できる機会が増えることを想定し、市民の障がい福祉活動への参加割合の増加をめざします。

〔主な施策内容〕

(1) 交流活動

- 地域社会における障がい者への理解を深めるため、福祉施設、教育機関、障がい関係団体、ボランティア団体等による地域住民との日常的な交流活動を促進します。
- 障がい関係団体の実施する各種行事や、障がい者と障がいのない人が交流する行事等について支援します。

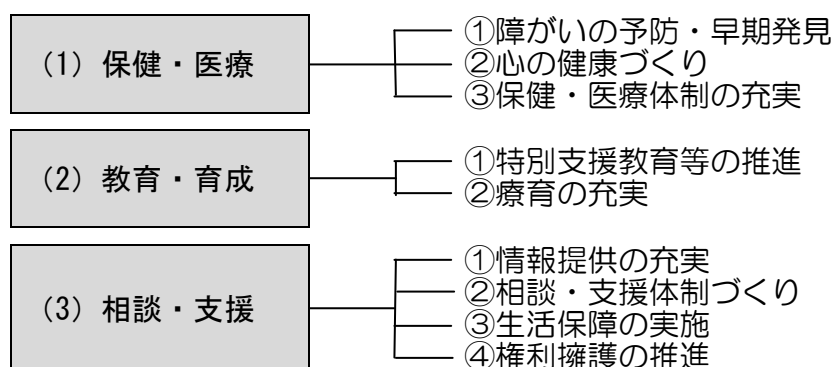
(2) 余暇活動

- 平成 28 年度開設予定の屋内総合スポーツ施設において、障がい者の意見を取り入れながらユニバーサルデザイン化を図り、障がい者スポーツの利用が容易に行えるようにします。
- 津市民スポーツ・レクリエーションフェスティバルでは、車いすバスケットなどの体験を行うなどの検討を進めます。
- 障がい者スポーツに関する講習会等の情報を周知することで参加を促し、障がい者スポーツの指導者確保に努めます。

5) 一貫して切れ目ない支援の充実

障がい者一人ひとりの成長や状態の変化に応じながら、その人に合った支援を行うため、保健・医療・福祉や教育など各分野における情報の提供と支援の充実を図り、さらに、関係機関相互の連携によって、一貫した切れ目のない相談・支援体制づくりを進めます。

〔展開する施策の方向〕



〔成果をみるための指標〕

指標名	相談相手がない人の割合	現状値
		障がい者 4.7% 障がい児 2.8%

相談支援体制の充実を通じ、障がいのある方がだれでも、いつでも相談できる機会を持つことを想定し、相談相手がない人の割合の減少をめざします。

〔主な施策内容〕

〔1) 保健・医療〕

- 心の病を持つ人が気軽に参加・交流し仲間づくりができるこころのサロン事業について、一志、白山地域以外の他地域においても、NPO法人等に委託し事業を推進します。

〔2) 教育・育成〕

- 障がいの種別に応じた対応ができるよう、療育センターの機能を拡充し、発達支援事業、相談、保育所等訪問支援事業を行う発達支援センターを整備します。
- ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとして「生活支援ノート」を作成し、活用を図ります。

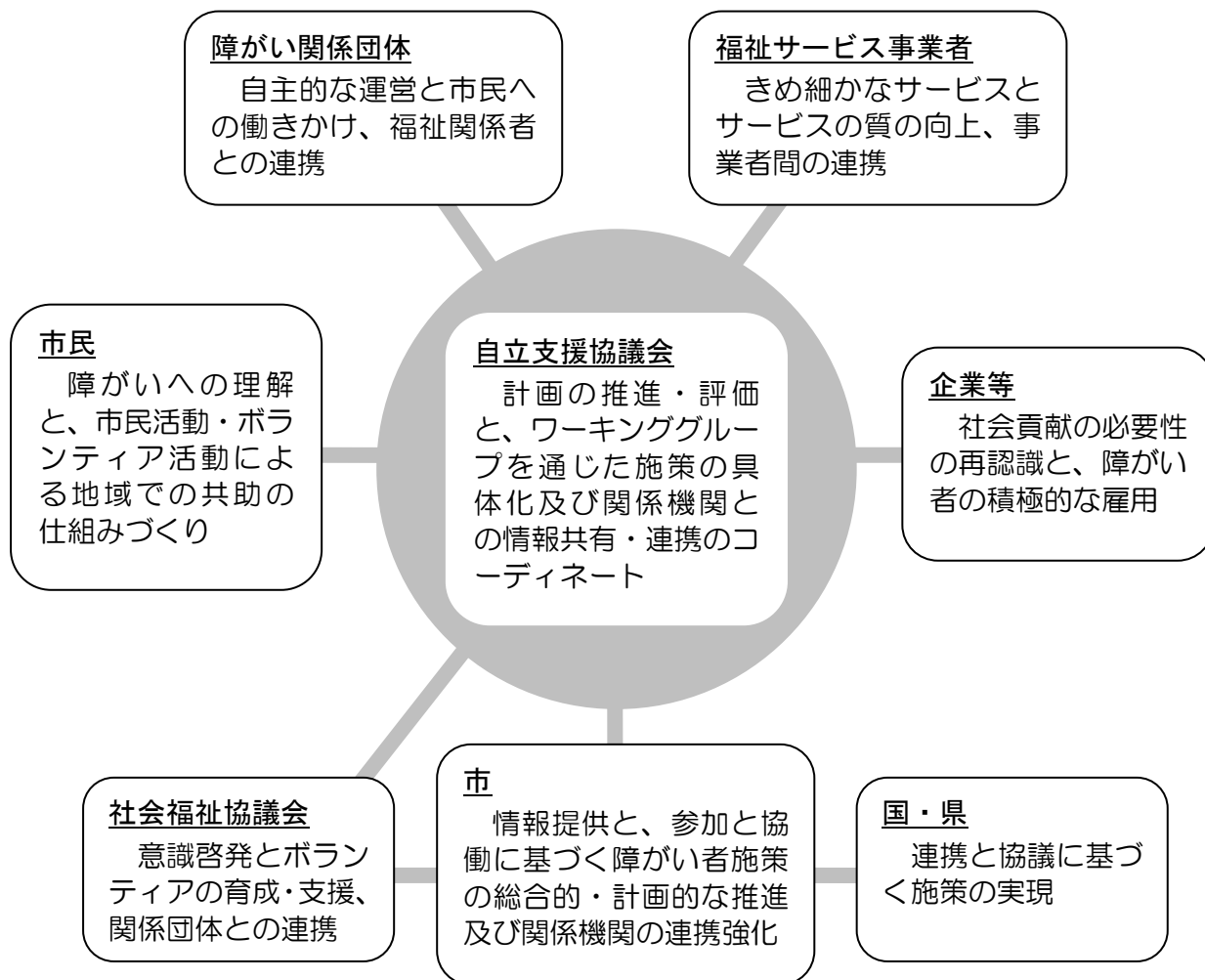
〔3) 相談・支援〕

- 津市地域自立支援協議会の機能を強化し、ケース検討などを通じて情報を共有し、相談・支援体制の整備充実を図ります。
- 津市障がい者相談支援センターの相談員の増員を図り、機能強化に努めるとともに、訪問相談や障がい者によるアドバイス（ピアサポート）など、多様な相談体制づくりに努めます。
- 津市障がい者虐待防止センターの機能の充実を図るとともに、当センターを中心として、関係機関との連携を強化し、虐待防止のネットワークを構築します。

計画の推進体制

計画の推進にあたっては、障がいについての理解や社会的関心を高めていくとともに、当事者を含む市民、関係団体、福祉サービス事業者、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携、協力し、一体となって取り組む必要があります。

本市が設置する「津市地域自立支援協議会」において、より効果的な推進方法について協議を行うとともに、その結果を公表し、関係機関との連携体制を強化していきます。



津市障がい者計画の今後のスケジュール

1 パブリックコメントの募集

平成 24 年 12 月 21 日から平成 25 年 1 月 21 日まで

2 地域説明会（4 会場）

平成 25 年 1 月 7 日 津市役所（本庁舎）

1 月 9 日 津市久居庁舎

1 月 11 日 安濃中公民館

1 月 15 日 白山市民会館

以上のパブリックコメント及び地域説明会を通じて、市民の皆さんの御意見を募集し、当該計画策定の参考とします。

3 市議会協議会（予定） 平成 25 年 2 月

4 計画完成（予定） 平成 25 年 3 月

津市障がい者計画

(案)

平成24年12月

目 次

I 計画の背景

1. 計画の目的	1
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	2
4. 津市の現状	
(1) 総人口と年齢3区分人口の推移	3
(2) 障がい者数の推移	4

II 総 論

1. 計画の基本理念と基本的な方向	9
2. 計画の重点課題	12
3. 計画の体系	17

III 各 論

1) 自立生活への支援	
(1) 生活支援	18
2) 自立できる機会づくり	
(1) 雇用・就業	22
(2) 住まい	26
3) 行動しやすい環境の整備	
(1) 生活環境	28
(2) 啓発・広報	32
4) 生きがいの持てる機会づくり	
(1) 交流活動	36
(2) 余暇活動	38
5) 一貫して切れ目ない支援の充実	
(1) 保健・医療	40
(2) 教育・育成	43
(3) 相談・支援	48

IV 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制	
(1) 各主体の役割	53
(2) 計画推進の仕組み	55

V 資料編

○ アンケート調査結果	56
○ 用語解説	76

※本計画では、「障がい者」との表記には 18 歳未満の障がい児を含むこととし、18 歳未満に限定する場合は「障がい児」と表記することとします。

I 計画の背景

1. 計画の目的

本市では、平成 20 年度から平成 24 年度までを計画期間とする「津市障がい者計画」を策定し、福祉、教育、就労、まちづくりなどの施策を総合的、計画的に推進してきました。

この間、国では、障がい者制度全般にわたる改革が行われてきました。平成 23 年 8 月には、障害者基本法の改正が行われ、障がい者の定義を見直し、障がいがあるというだけでなく、その障がいや社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）によって生活に相当な制限を受ける状態にある人を指すこととなりました。さらに、障がい者があらゆる分野の活動に参加する機会の確保など、「地域社会における共生」の実現をめざすこととしたうえで、障がい者に対する差別を禁止し、障がい者が社会的障壁の除去を必要としているときには、必要かつ合理的な配慮がされなければならないといった規定などが設けられました。

また、平成 24 年 6 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関連法律の整備に関する法律」が公布され、平成 25 年 4 月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とするとともに、障がい者の範囲に難病等を追加し、平成 26 年 4 月からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されることとなっています。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、地震や津波などの大規模災害における被災障がい者への支援について、改めてその課題が浮き彫りになり、対策が求められています。

このほかにも、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年 10 月から施行されるなど、障がい者を取り巻く社会的な環境はめまぐるしく変化しています。

このような社会の動きの中で、「津市障がい者計画」が平成 24 年度末で計画期間を満了することから、これまでの施策の進捗状況、障がい者のニーズ等を踏まえて計画を見直し、障がい者施策に関する基本的な方向性を示し、その施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本計画として策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は、障害者基本法によって規定される、市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画である市町村障害者計画です。また、この計画は、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に進めるための基本理念等（総論）と、それに従い進める具体的な施策や事業（各論）を定めるとともに、計画の実行性が確保できるよう推進体制を明確にするものです。

計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を基本に、本市の上位計画にあたる「津市総合計画」をはじめ、保健・福祉分野の関連計画との整合性を保つものとしします。さらに、この計画は、平成 23 年度に策定された障がい福祉サービスに関する実施計画である、「津市障がい福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定、推進していくものとしします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間としします。

なお、この間の法制度の改正等に応じて、計画期間中においても必要な見直しを行います。

4. 津市の現状

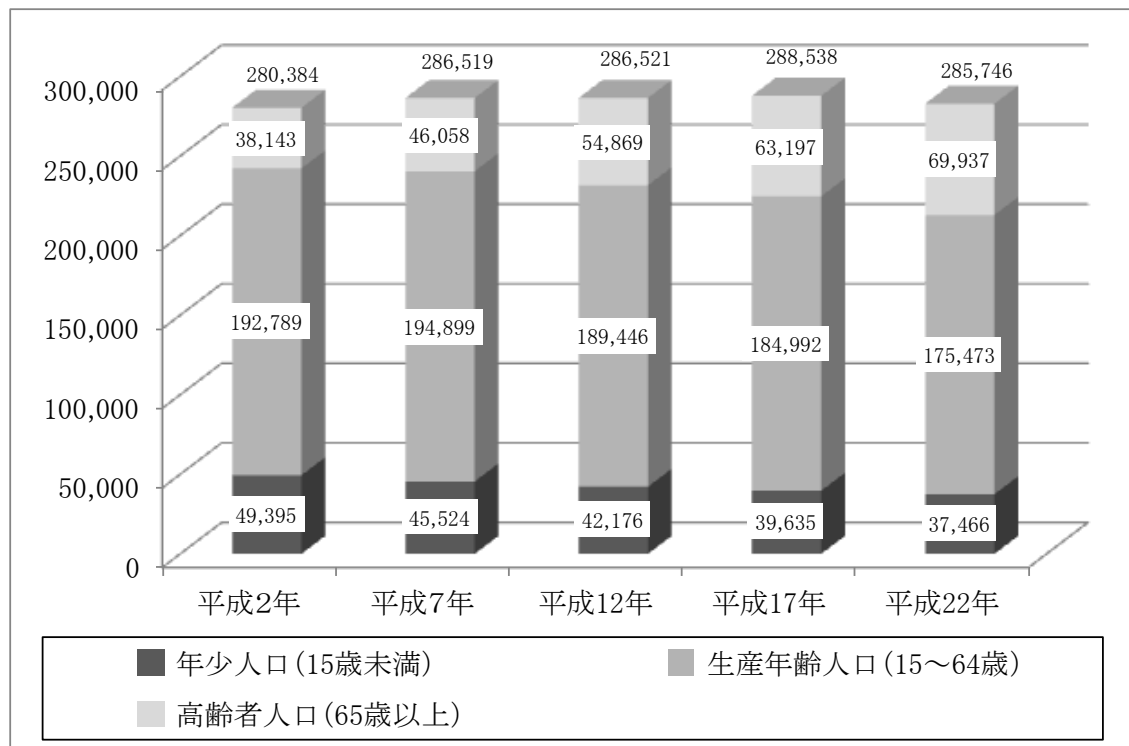
(1) 総人口と年齢3区分人口の推移

本市の総人口の推移を見ると、平成2年の280,384人から増加傾向にありましたが、平成17年の288,538人をピークに、平成22年には285,746人に減少しています。

年齢区分別に見ると、生産年齢人口は平成7年にかけて増加していましたが、その後減少に転じています。また、年少人口が年々減少しているのに対し、高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

津市の人口推移

(単位：人)



注) 総人口については年齢不詳を含んでいます。

資料：国勢調査

(2) 障がい者数の推移

障がい者数の推移を見ると、療育手帳所持者数が約 15%増、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約 40%増、自立支援医療費受給者証所持者が約 60%増となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療費受給者証所持者の増加が顕著となっています。

障害者手帳等所持者数の推移

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
総人口	人数(人)	291,880	291,169	289,703	288,674	287,376
身体障害者手帳 所持者 ^{注)}	人数(人)	11,486	11,898	12,535	11,063	11,440
	人口比(%)	3.9	4.1	4.3	3.8	4.0
療育手帳所持者	人数(人)	1,524	1,574	1,629	1,702	1,761
	人口比(%)	0.5	0.4	0.6	0.6	0.6
精神障害者保健 福祉手帳所持者	人数(人)	1,038	1,160	1,253	1,363	1,463
	人口比(%)	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
自立支援医療費 (精神通院) 受給者証所持者	人数(人)	3,096	3,222	3,346	3,625	4,914
	人口比(%)	1.1	1.1	1.2	1.3	1.7

注) 各年 3 月 31 日現在。なお、身体障害者手帳所持者については、死亡に伴う手帳の返還等がなされていなかったため、平成 22 年度に台帳整理を行った。そのため、平成 23 年の数値が減少した。

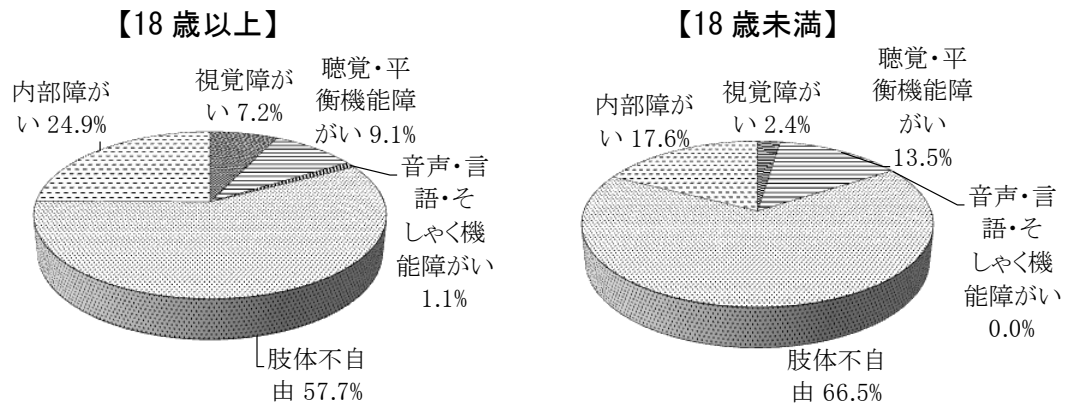
資料：総人口・市民課資料、その他・県資料より

① 身体障がい者数の推移

平成 24 年の障がい種別割合は、18 歳以上は、肢体不自由が 57.7%で最も多く、次いで、内部障がい(24.9%)、聴覚障がい(9.1%)と続いています。18 歳未満も同様に肢体不自由が 66.5%で最も多く、次いで、内部障がい(17.6%)、聴覚障がい(13.5%)と続いています。18 歳未満のほうが肢体不自由の割合が 8.8 ポイント多いという状況です。

障がいの等級別では 18 歳以上、18 歳未満ともに 1 級が最も多く、次いで 18 歳以上では 4 級、3 級、18 歳未満では 2 級、3 級の順となっています。

身体障害者手帳障がい種別割合（平成 24 年）



注) 比率については、小数点第 2 位で四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合があります。

身体障害者手帳所持者の種別推移

(単位：人)

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
視覚障がい	18 歳以上	834	860	901	798	820
	18 歳未満	9	8	11	10	6
聴覚・平衡機能障がい	18 歳以上	1,015	1,049	1,091	972	1,004
	18 歳未満	28	29	36	35	33
音声・言語・そしゃく機能障がい	18 歳以上	117	117	127	129	126
	18 歳未満	0	1	1	1	0
肢体不自由	18 歳以上	6,455	6,668	6,946	6,245	6,443
	18 歳未満	182	190	195	166	163
内部障がい	18 歳以上	2,800	2,930	3,182	2,672	2,802
	18 歳未満	46	46	45	35	43
心臓	18 歳以上	1,353	1,412	1,557	1,389	1,465
	18 歳未満	35	36	35	27	30
呼吸器	18 歳以上	289	299	307	199	196
	18 歳未満	6	5	5	4	5
腎臓	18 歳以上	711	737	799	625	665
	18 歳未満	1	1	1	0	0
膀胱・直腸	18 歳以上	427	456	492	411	426
	18 歳未満	3	3	3	2	3
小腸	18 歳以上	7	9	9	7	8
	18 歳未満	1	1	1	1	2
その他	18 歳以上	13	17	18	41	42
	18 歳未満	0	0	0	1	3
計	18 歳以上	11,221	11,624	12,247	10,816	11,195
	18 歳未満	265	274	288	247	245

注) 各年 3 月 31 日現在。なお、身体障害者手帳所持者については、死亡に伴う手帳の返還等がなされていなかったため、平成 22 年度に台帳整理を行った。そのため、平成 23 年の数値が減少した。

資料：県提出資料、福祉行政報告例

身体障害者手帳所持者の等級別内訳（平成 24 年）

（単位：人）

		総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	18 歳以上	820	300	225	72	65	109	49
	18 歳未満	6	4	2	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	18 歳以上	1,004	41	269	149	165	10	370
	18 歳未満	33	2	20	3	3	0	5
音声・言語・そしやく機能障がい	18 歳以上	126	11	19	77	19		
	18 歳未満	0	0	0	0	0		
肢体不自由	18 歳以上	6,443	1,122	1,341	1,496	1,693	519	272
	18 歳未満	163	79	51	19	2	9	3
内部障がい	18 歳以上	2,802	1,652	36	452	662		
	18 歳未満	43	27	0	6	10		
心臓	18 歳以上	1,465	957	16	266	226		
	18 歳未満	30	18	0	5	7		
呼吸器	18 歳以上	196	39	5	117	35		
	18 歳未満	5	3	0	1	1		
腎臓	18 歳以上	665	625	1	34	5		
	18 歳未満	0	0	0	0	0		
膀胱・直腸	18 歳以上	426	8	5	23	390		
	18 歳未満	3	1	0	0	2		
小腸	18 歳以上	8	2	0	3	5		
	18 歳未満	2	0	0	0	0		
その他	18 歳以上	42	23	9	9	1		
	18 歳未満	3	3	0	0	0		
計	18 歳以上	11,195	3,126	1,890	2,246	2,604	638	691
	18 歳未満	245	112	73	28	15	9	8

注) 3 月 31 日現在

資料：県提出資料、福祉行政報告例

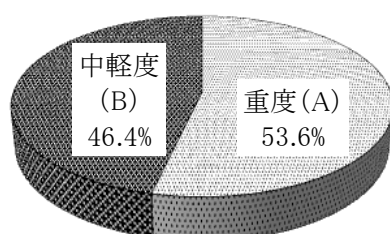
② 知的障がい者数の推移

平成 24 年の療育手帳所持者の程度別割合は、18 歳以上では重度(A)が 53.6%、中軽度(B)が 46.4%となっており、重度(A)が過半数を占めています。18 歳未満では重度(A)が 45.1%、中軽度(B)が 54.9%となっており、中軽度(B)のほうが多いという状況です。

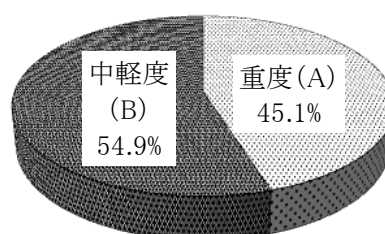
平成 20 年から平成 24 年までの程度別増加率を見ると、重度(A)、中軽度(B)ともに増加していますが、中軽度(B)の 18 歳未満の増加率が約 30%となっています。

療育手帳程度別割合（平成 24 年）

【18 歳以上】



【18 歳未満】



療育手帳所持者の程度別推移

(単位：人)

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
重度(A)	18 歳以上	617	646	668	690	705
	18 歳未満	172	179	182	193	201
中軽度(B)	18 歳以上	546	550	562	595	610
	18 歳未満	189	199	217	224	245
計	18 歳以上	1,163	1,196	1,230	1,285	1,315
	18 歳未満	361	378	399	417	446

注) 各年 3 月 31 日現在

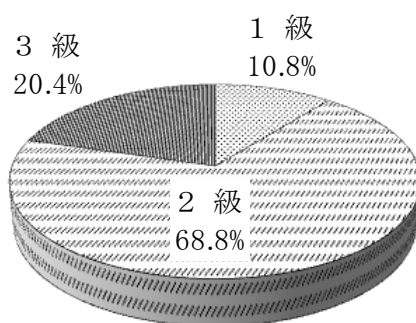
資料：県提出資料、福祉行政報告例

③ 精神障がい者数の推移

平成 24 年の精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合は、2 級が 68.8% で最も多く、次いで 3 級が 20.4%、1 級が 10.8%となっています。

平成 20 年から平成 24 年までの等級別増加率を見ると、1 級が約 70%となっています。

精神障害者保健福祉手帳等級別割合（平成 24 年）



精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

(単位：人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
1 級	92	126	142	151	158
2 級	729	782	837	918	1,006
3 級	217	252	274	294	299
計	1,038	1,160	1,253	1,363	1,463

注) 各年 4 月 1 日現在

資料：こころの健康センター

Ⅱ 総 論

1. 計画の基本理念と基本的な方向

1) 計画の基本理念（本計画の基本的な考え方）

前計画では、「一人ひとりが個性を生かし、心豊かに暮らしていける地域社会の実現」という基本目標のもと、社会とのかかわりの中で、障がい者一人ひとりを起点とした支援策と機会づくり、環境づくりを展開してきました。

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がい者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がい者は、これまで保護されるべき人と考えられてきましたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけが明確にされました。いつ、いかなる時においても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がい者は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係の中で日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がい者だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、差別のない社会の構築に一層取り組んでいかなければなりません。

このような法改正などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず、等しく相互に人格と個性を尊重し合い、地域社会における共生の実現をめざします。

2) 計画の基本目標（本計画が実現したいこと）

計画の基本理念を踏まえ、その基本目標（キャッチフレーズ）を以下のとおり定め、計画を推進します。

〔基本目標（キャッチフレーズ）〕

『一人ひとりの個性が尊重され、心豊かに暮らしていける
共生社会の実現』

3) 計画の基本方向

計画の基本理念及び基本目標に基づき、以下の3つの基本方向（基本的な取組姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

□障がい者の自立を実現する

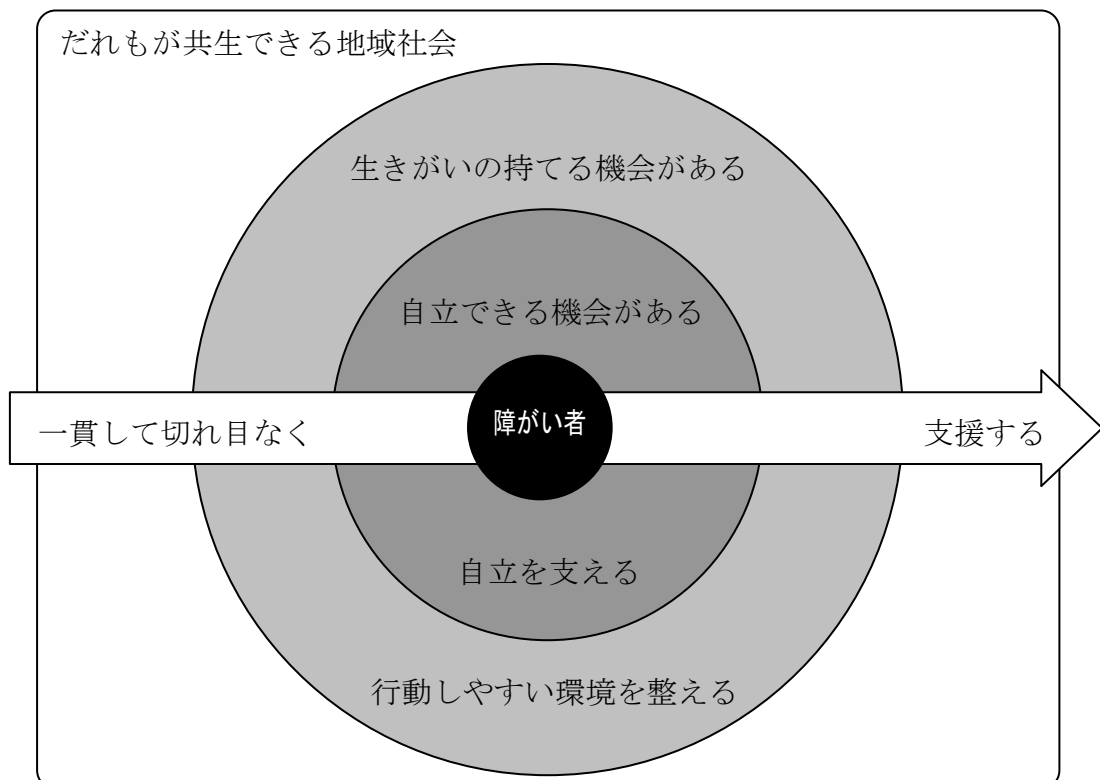
障がい者一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

□障がい者が生きがいを実感できる

障がい者一人ひとりが、地域社会の中でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、社会的な活動を阻害する障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

□ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がい者一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携の中で一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。



2. 計画の重点課題

1) 自立生活への支援

障がい者、その家族の方が住み慣れた地域社会の中で個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活が営めるよう、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスをはじめとして、福祉用具等の給付やコミュニケーション支援の充実に努めます。

〔展開する施策の方向〕



〔成果を見るための指標〕

指標名	障がい福祉サービス等の利用に対する満足度	現状値
		障がい者 60.2% 障がい児 32.3%

障がい福祉サービス等の利用者が自己決定と自己選択を尊重され、個々の生活や環境に応じて自立した生活を営んでいる状態を想定し、サービス利用に対する満足度の向上をめざします。

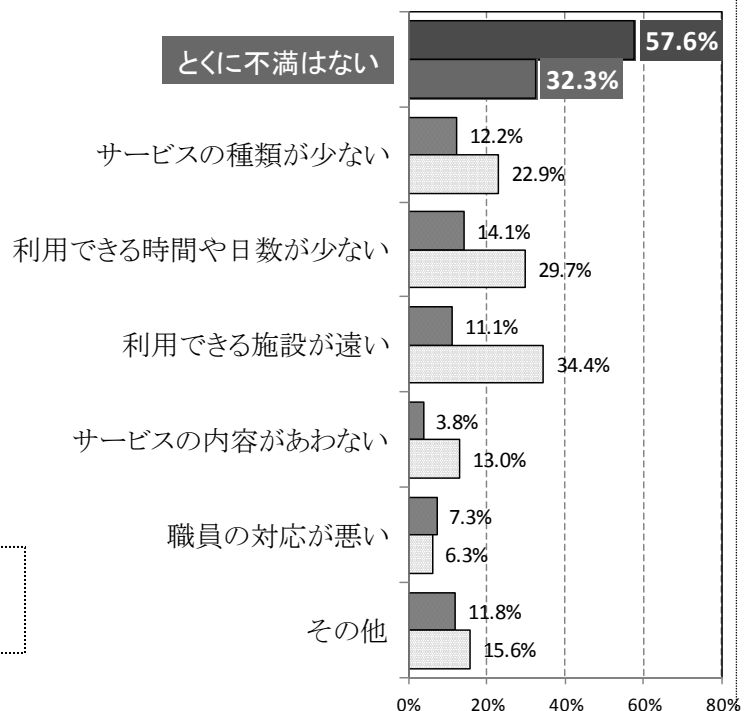
(アンケート調査結果)

現在、サービスを利用している方におたずねします。
サービスを利用して、不満に思うことなどはありますか。(複数回答)

■【障がい者調査】

□【障がい児調査】

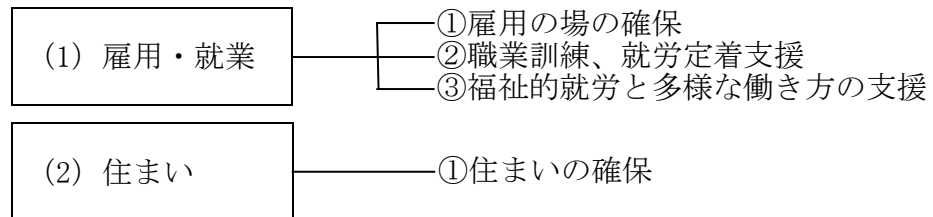
指標は、「とくに不満はない」と回答した人の割合です。



2) 自立できる機会づくり

障がい者がその適性と能力に応じて希望する就労の場に就くことができ、さらに、障がいの有無にかかわらずともに働ける社会をめざし、雇用促進に努めるとともに、居住の場など地域生活を継続的に行うための社会資源の確保について取り組みます。

〔展開する施策の方向〕



〔成果を見るための指標〕

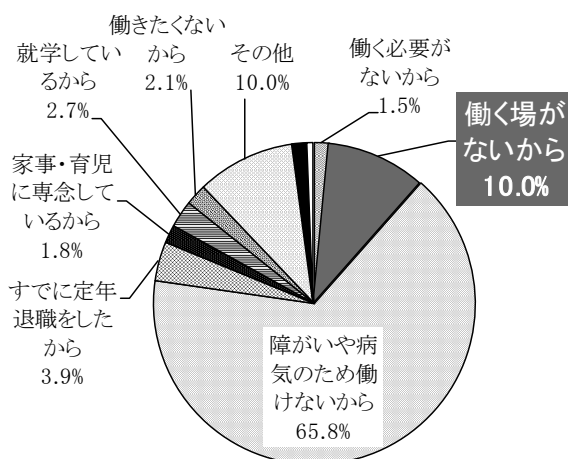
指標名	働く場がないため働くことができない人の割合（65歳未満の人）	現状値
		10.0%

障がい者の雇用・就業支援を通じ、働きたい障がい者の雇用が進むことを想定し、働く場がないから働くことができないという人の割合の減少をめざします。

（アンケート調査結果）

仕事をしていない方におたずねします。仕事をしていない理由は何ですか。

【障がい者調査】

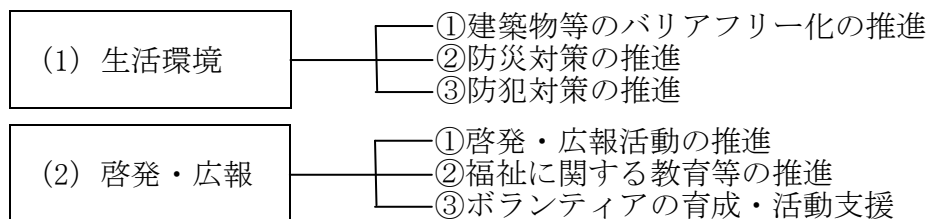


指標は、仕事をしていない理由が「働く場がないから」と回答した65歳未満の人の割合です。

3) 行動しやすい環境の整備

障がい者が安心して地域社会の中で暮らすことができるよう、建築物などの物理的な障壁はもとより、障がい者が特別な存在であるという意識上の障壁、さらには情報面での障壁など、すべての障壁を除去し、だれもが安全に生活することができる環境の整備に努めます。

〔展開する施策の方向〕



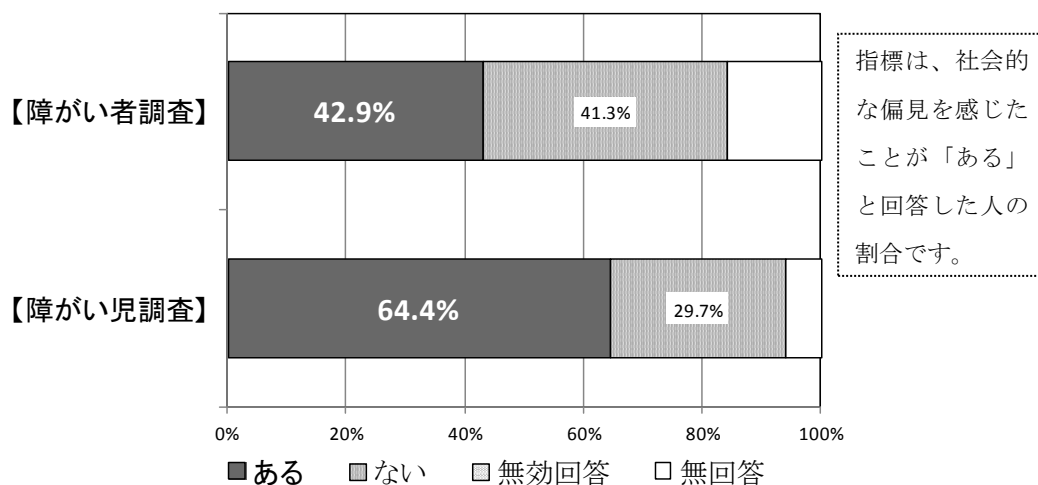
〔成果を見るための指標〕

指標名	社会的な偏見を感じたことがある人の割合	現状値
		障がい者 34.9% 障がい児 64.4%

啓発・広報活動の推進、福祉に関する教育等の推進など行動しやすい環境の整備を通じ、心のバリアフリーが実現されることを想定し、社会的な偏見を感じたことがあるという人の割合の減少をめざします。

(アンケート調査結果)

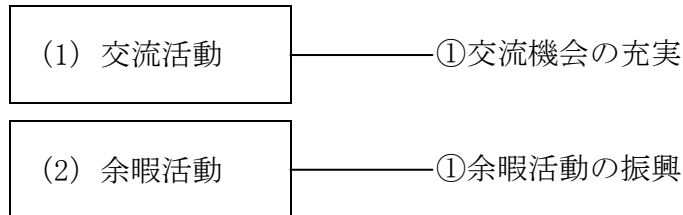
社会的な偏見を感じたことがありますか。



4) 生きがいの持てる機会づくり

障がい者が生きがいを持って地域社会の中で暮らせるよう、一人ひとりが自分を表現する多様な交流・活動の機会を創出するとともに、障がい者自らが主体的に取り組むスポーツ・文化・レクリエーションなどの活動を振興します。

〔展開する施策の方向〕



〔成果を見るための指標〕

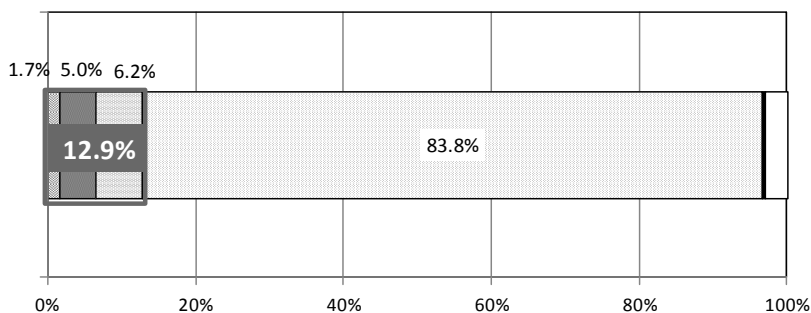
指標名	市民の障がい福祉に係る活動への参加割合	現状値
		12.9%

交流機会の充実、余暇活動の振興を通じ、障がいのある人と障がいのない人が交流できる機会が増えることを想定し、市民の障がい福祉活動への参加割合の増加をめざします。

(アンケート調査結果)

障がい・病気のある人やその家族が取り組んでいる活動に参加していますか。

【その他市民調査】



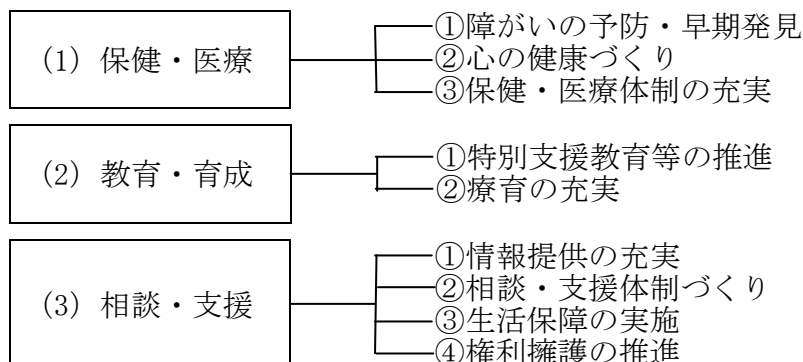
指標は、「積極的に参加している」「ときどき参加している」「会報など情報誌を読んでいる」と回答した人の割合の合計です。

- 積極的に参加している
- ときどき参加している
- 会報など情報誌を読んでいる
- 参加していない
- 無効回答
- 無回答

5) 一貫して切れ目ない支援の充実

障がい者一人ひとりの成長や状態の変化に応じながら、その人に合った支援を行うため、保健・医療・福祉や教育など各分野における情報の提供と支援の充実を図り、さらに、関係機関相互の連携によって、一貫した切れ目のない相談・支援体制づくりを進めます。

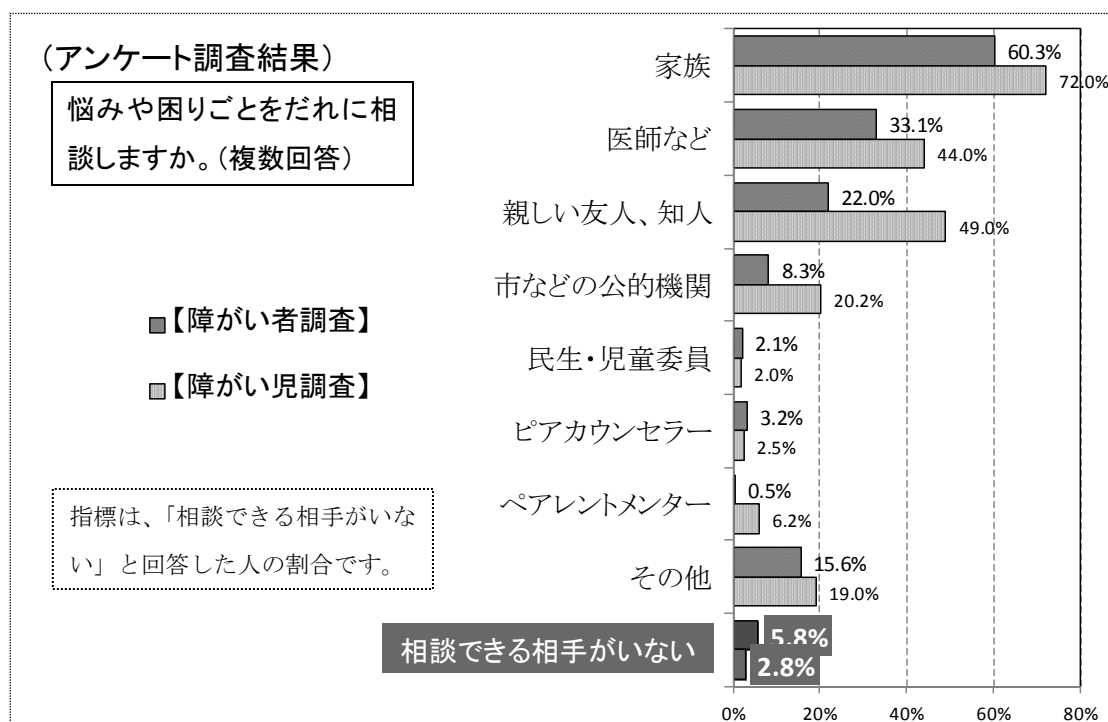
〔展開する施策の方向〕



〔成果を見るための指標〕

指標名	相談相手がない人の割合	現状値
		障がい者 4.7% 障がい児 2.8%

相談支援体制の充実を通じ、障がいのある方がだれでも、いつでも相談できる機会を持つことを想定し、相談相手がない人の割合の減少をめざします。

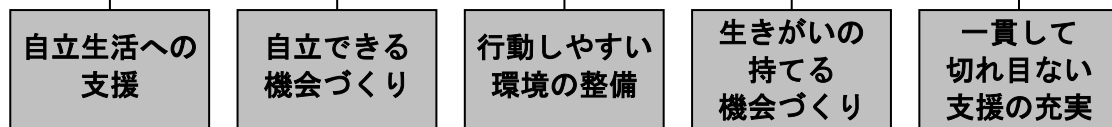


3. 計画の体系

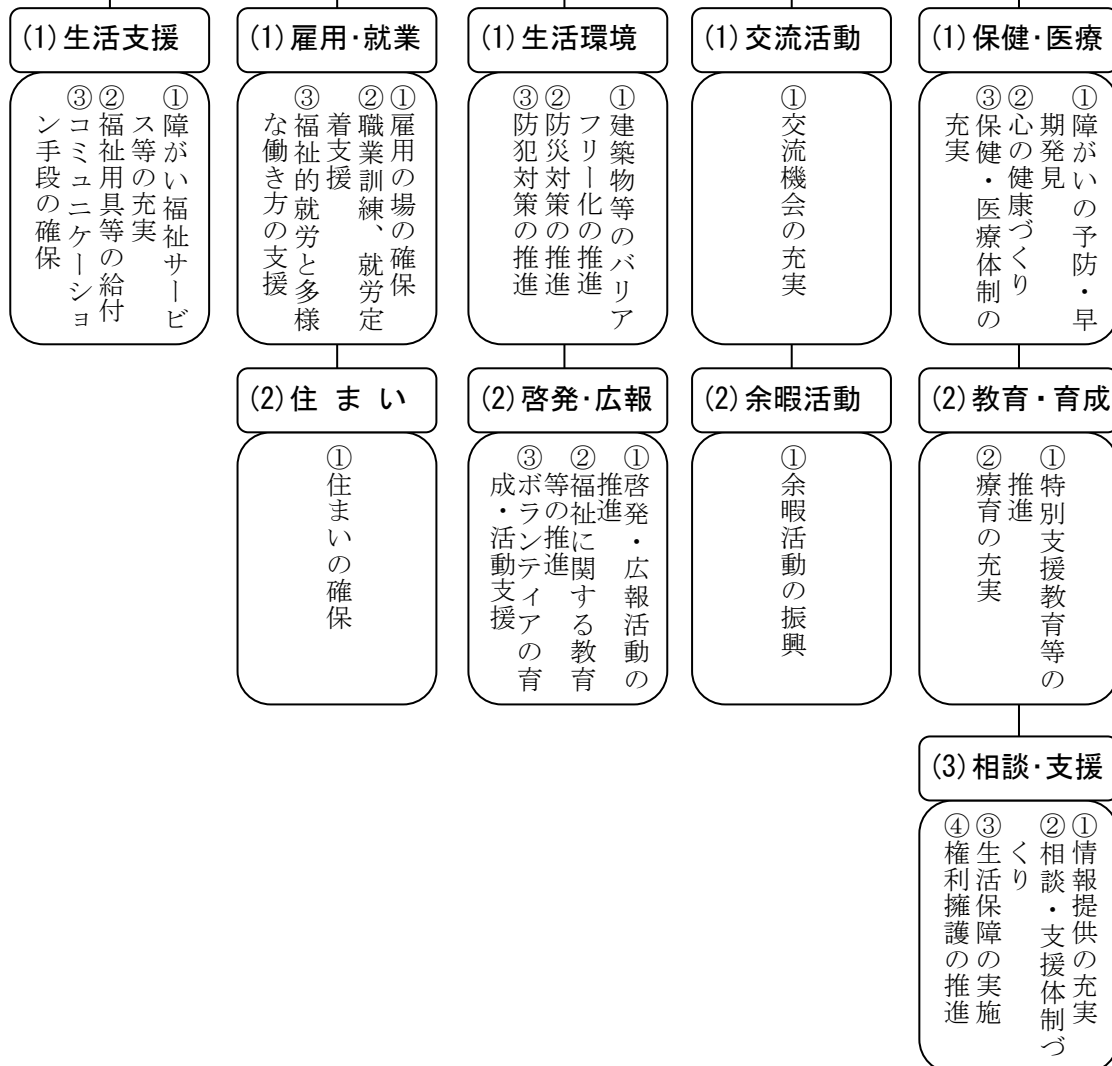
【基本目標】

一人ひとりの個性が尊重され、心豊かに暮らしていける共生社会の実現

【重点課題】



【展開施策】



Ⅲ 各 論

◆重点課題： 1) 自立生活への支援

(1) 生活支援

〔現状と課題〕

平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、障がいの有無によって分け隔てられることなく「共生社会」を実現することが目的に掲げられるとともに、地域での自立した生活を営む権利が明確に示されました。また、障害者自立支援法及び関係法令等が毎年のように改正され、応能負担を原則とするなど利用者負担の軽減が図られたり、障がい児支援の強化が図られたりしています。

本市においても、障害者自立支援法に基づき、障がい者個々の状況に応じた障がい福祉サービスの提供に努めています。平成 20 年度には津市自立支援協議会を設置し、津市における障がい福祉サービスの提供に関する課題等の協議検討を進めています。平成 24 年度からは、紙おむつ等が常時必要な障がい者への紙おむつ購入費の助成事業と、重度の身体障がい者への訪問入浴サービス事業を創設しました。また、障がい児の夏期休暇中の活動場所の確保を図るため、平成 24 年度から日中一時支援事業の特別加算を創設し、サービス事業者の参入を促しました。

障がい者やその家族が住み慣れた地域で個々のライフスタイルや環境に応じた自立した生活を送るためには、障がい福祉サービスの基盤となるサービス提供事業所などの確保と充実を図る必要があります。あわせて、それぞれの障がいの特性に応じて、保健、医療、福祉等の連携のもと、質の高い効果的なサービス提供に取り組む必要があります。

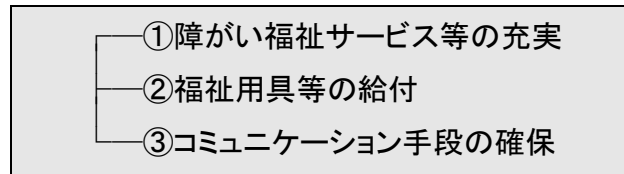
〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、主な介護者は障がい者、障がい児ともに「母親」が最も多くなっています。また、介護者の困りごとを障がい種別で見ると、身体障がい者は「肉体的に疲れてしまう」が最も多く、知的障がい者と精神障がい者は「精神的に滅入ってしまう」が最も多くなっています。身体障がい児と知的障がい児は「仕事との両立が難しい」が最も多く、精神障がい児は「肉体的に疲れてしまう」が最も多くなっています。こうしたことを背景に、今後、市や国、県が一層充実すべきこととしては、障がい者では「介護サービスの充実」を望む声が最も多くなっています。

団体ヒアリングでは、特に知的障がい者や精神障がい者の介護者から、親の高齢化等の問題もあり、精神的、肉体的負担が大きいとの声が多く聞かれました。また、緊急時の預け先が少ない等の意見も出ています。さらに、視覚障がい者や聴覚障がい者は、コミュニケーションや情報が取りづらいため、支援の充実を求める声が多く聞かれました。

障がい者、障がい児ともに、その介護の多くを母親が担っているという現状があり、精神的、肉体的負担は大きくなっています。レスパイトサービス等が充実しつつありますが、今後もさらに福祉サービスの充実に努める必要があります。

〔施策体系〕



〔施策の方向〕

①障がい福祉サービス等の充実

- 障がい者が個々のライフスタイルや環境に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法制度の改正を見極め、速やかに対応できるよう体制を整え、障がい福祉サービスの適切な提供に努めます。
- 適切な障がい福祉サービス等の確保が図られるよう、津市地域自立支援協議会においてニーズの把握に努め、障がい福祉サービスに関する課題の検討をはじめとし、事業者や関係者等との情報共有、情報発信に努めます。また、障がい者の地域生活移行について、施設及び病院関係者も参画のうえ、推進します。
- 移動支援事業については、屋外での移動が困難な障がい者について、個々の利用者の状況やニーズに応じて的確に実施できるよう努めます。
- 日中一時支援事業については、保護者の就労支援の側面も含め、個々の利用者のニーズに応じて的確に実施できるよう努めます。また、サービスの提供に際しては、NPO法人など多様な事業者の参入を促進します。
- 障がい者の社会参加の促進と経済的支援を行うため、医療機関への通院等に要する交通費の一部助成を行います。また、視覚障がい者については、移動に要するタクシー乗車料金の一部助成を実施します。
- 障がい者の地域生活への移行を促進するため、グループホームやケアホーム入居者への支援を行います。
- 視覚障がい者の自立を援助し社会参加を促進するため、視覚障がい者生活訓練等指導員による歩行訓練、日常生活訓練を支援します。
- 補助犬については、補助犬への理解と受け入れの円滑化を促進するとともに、使用者の適正な管理を促すため、補助犬に要する予防接種費等の助成の実施に向けた検討を進めます。
- ごみ一時集積所へごみを排出することが困難な障がい者等を対象に個別に玄関までごみの収集に出向くサービスについて、収集に要する時間や交通状況等の地域特性を調査し、事業の推進について関係部署と

検討を進めます。

- 居宅介護事業所における人材の確保を図るため、ホームヘルパー等の人材の養成について、引き続き県に要請します。

②福祉用具等の給付

- 日常生活用具の給付については、利用者の利便性確保の観点に立って、支給用具や申請方法、給付期間について、実態に合った見直しを進めます。
- 障がい者の身体的条件の改善を図り、日常生活を支援するため、必要な補装具費の支給を適切に実施します。

③コミュニケーション手段の確保

- 聴覚障がい、音声・言語機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を行うとともに、手話通訳者・要約筆記奉仕員の養成につながる支援を進めます。

〔主な事業等〕

- ◇ 自立支援給付支給事業
- ◇ 津市重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業
- ◇ 津市身体障害者等訪問入浴サービス事業
- ◇ 津市地域自立支援協議会の運営
- ◇ 移動支援、日中一時支援事業
- ◇ 障がい者等交通サービス支援事業
- ◇ 視覚障がい者タクシー料金助成事業
- ◇ 視覚障がい者自立歩行生活訓練事業
- ◇ 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

◆重点課題：２）自立できる機会づくり

（１）雇用・就業

〔現状と課題〕

障がい者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、一定の割合以上、障がい者を雇用することが義務付けられています。

平成23年6月1日現在の三重県内における民間企業の実雇用率は1.51%となっており、法定雇用率1.8%を0.29ポイント下回っています。津市内では1.48%と、0.32ポイント下回っており、県内他市と比べても下位に位置しています。一方、2.1%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関における雇用状況を見ると、県の機関が平成18年より0.02ポイント低下し2.28%、市町等の機関は0.2ポイント上昇し2.05%、本市の実雇用率は2.37%であり、法定雇用率を0.27ポイント上回っています。平成25年4月からは、法定雇用率が民間企業で2.0%へ、地方公共団体では2.3%へ引き上げられることになっており、対応が求められています。

津市地域自立支援協議会のしごとワーキンググループでは、福祉的就労及び一般就労について、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク、市の関係部署・機関とも連携を図りながら、協議・検討を行っています。また、啓発用のリーフレットを作成し、民間企業への障がい者雇用の啓発を行っています。就労移行支援事業所に加え、平成24年度からは、新たに就労継続支援A型事業所が参入したことから、当該事業所の利用を通じ、就労への選択肢が広がっています。

今後も、各企業に対して障がい者雇用に関する理解の促進に努めるとともに、障がい者への就労に関する情報提供や相談支援を充実させることが必要です。また、障がい者が一旦就職しても離職してしまうケースがあり、障がい者の雇用を維持するための支援拡大が求められていることから、関連機関と連携し、障がい特性に対応した多様な雇用形態の採用や、職場環境の改善を図るなど、職場定着のための支援が必要です。平成23年に市内1,000事業者に対して雇用実態調査のアンケートを実施しましたが、障がい者雇用支援制度を知らない事業者の割合が62.4%と高いため、同制度について周知を図る必要があります。さらに、企業などで就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場の確保が必要です。

民間企業における障がい者雇用の推移（実雇用率）

（単位：％）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
津公共職業安定所管内	1.41	1.35	1.40	1.48
三重県	1.49	1.50	1.50	1.51
全 国	1.59	1.63	1.68	1.65

注）各年 6 月 1 日現在

資料：ハローワーク

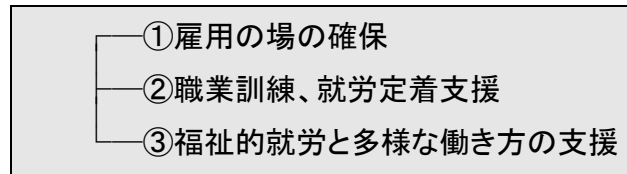
〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、正規雇用（常用勤務）で現在就労する障がい者は、身体障がい者が 7.2％、知的障がい者が 4.8％、精神障がい者が 3.6％と少なく、就労していない障がい者は全体の約 60％となっています。仕事をしていない理由として、「障がいや病気」、「定年退職」とともに、「働く場がない」が 6.9％あります。「現在は働いていないが、就労を希望する」と回答した人も 16.5％あり、特に精神障がい者では 28.9％に上っています。また、障がい児の学校卒業後の希望進路は、「訓練や作業指導を受けられる施設に通いたい」「企業などへ就職したい」が上位に挙がっており、今後、市や国、県が一層充実すべきこととしても、障がい児では「雇用の援助・就労の場の確保」が最も多くなっています。

団体ヒアリングでも、いずれの障がい者団体でも雇用に対する要望は多く、企業に対する啓発はもとより、就労後のフォローや多様な働き方への支援を求める声や、障がい児の卒業後の居場所が少ないという声も多く聞かれました。

障がいの特性によっても求める就労形態や支援策に違いがあることから、それぞれの障がいに合った就労支援を進める必要があります。合わせて、民間企業等に対する啓発と就労のあっせん、就労定着支援策が求められています。

〔施策体系〕



〔施策の方向〕

①雇用の場の確保

- 市は障がい者雇用の先導役として、身体障がい者だけでなく、知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者の雇用に取り組みます。
- 津市地域自立支援協議会の運営を通じて、障がい者、企業、就労関係機関のネットワークを構築し、雇用促進についての課題を共有しながら、雇用のミスマッチの解消に向けて取り組みます。
- 広報紙等により、障がい者雇用に対する企業の意識改革に努めます。特に、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者の特性に応じた雇用が進むよう、公共職業安定所、障害者職業センター等の関係機関と連携しながら、企業等の理解の促進を図ります。

②職業訓練、就労定着支援

- 社会福祉法人等に所属するジョブコーチ及びジョブサポーターの養成について、その支援に取り組むとともに、企業等の就労定着支援に係る理解促進に努めます。
- 障がい者の就労に関する意向の把握に努め、就労移行支援等に係る福祉サービス利用の促進を図り、一般就労への移行を進めます。
- 障がい者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を強化し、個別の支援計画の策定やその活用を図ることを促進します。
- 障がい者雇用のきっかけを提供するとともに、障がい者が実践的な能力を取得し常用雇用に移行できるよう、事業主に対し、公共職業安定所等が実施している様々な雇用促進制度の活用を促します。

③福祉的就労と多様な働き方の支援

- 自立支援給付における就労継続支援について、利用意向の把握に努め、福祉的就労に係るサービスの利用促進を図ります。
- 障害者支援施設で働く障がい者の工賃水準を上げるため、施設が実施する事業のPRなど、関係機関と連携して側面的な支援を進めます。
- 三重県障がい者共同受注窓口事業を活用し、本市における障がい者支援施設等からの物品の購入、役務の提供に努めます。

〔主な事業等〕

- ◇ 市職員への積極的な障がい者の採用
- ◇ 津市地域自立支援協議会（雇用支援関係部門）の運営
- ◇ ジョブコーチ、ジョブサポーターの養成支援
- ◇ 三重県障がい者共同受注窓口事業の活用

(2) 住まい

〔現状と課題〕

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、暮らしやすく安全に配慮した住環境の整備が必要です。

平成 24 年 11 月現在、本市には 43 箇所、216 人分のグループホーム・ケアホームがあり、本市及び三重県のグループホーム等緊急整備事業を活用し、施設整備への助成を実施しています。

また、障がい者の公営住宅への入居申込み時において、収入基準に裁量階層を設け、収入基準の引き上げを行うとともに、同一団地で募集住宅が複数ある場合には、優先抽選対象枠をつくり、入居を支援するなど、地域での自立生活を支援しています。

しかし、現状では障がい者の地域での居住の場が十分に確保できているとは必ずしも言えず、今後も、居住の場など地域生活を継続的に行うための社会資源の確保を図っていく必要があります。

グループホーム、ケアホーム等緊急整備事業実績

(単位：件)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
グループホーム、ケアホーム等緊急整備事業	5	2	0	3

資料：障がい福祉課

〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、障がい者が望む今後の暮らし方は、「家族の手助けを受けながら暮らしたい」が最も多く、次いで、「自立して暮らしたい」が続いています。また、障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために重要なこととして、障がい者、障がい児、市民ともに「入所施設やグループホームを充実させること」が上位に挙がっています。

団体ヒアリングでも、公営住宅のバリアフリー化を望む声が多く聞かれるとともに、入所施設やグループホームの充実を求める声が聞かれました。

〔施策体系〕

——①住まいの確保

〔施策の方向〕

①住まいの確保

- 本市及び三重県のグループホーム等緊急整備事業の活用を図り、グループホームやケアホーム建設に対する補助を行います。
- 優先入居等、障がい者対応の公営住宅施策の継続的な実施に努めるとともに、入居募集に際しては、ホームページ、広報紙などによる情報提供を実施します。
- 公営住宅の建て替え等においては、住宅内の段差解消やトイレ、浴室への手すりの取り付けなどバリアフリー化に配慮し、障がい者が安心して生活できる住環境の整備に努めます。
- 障がい者がグループホーム等で円滑に生活できるよう、利用希望者、事業者との協議のもと、一定期間の介護給付費、訓練等給付費の体験支給を行います。

〔主な事業等〕

- ◇ グループホーム等緊急整備事業
- ◇ 公営住宅入居の優遇制度の実施

◆重点課題：３）行動しやすい環境の整備

（１）生活環境

〔現状と課題〕

障がい者が安心して自立・共生できるまちをめざすには、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備が不可欠です。本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」などにに基づき、民間建築物、公共交通機関への指導・啓発に取り組んでいます。

建築基準法による建築確認制度及びバリアフリー新法による計画認定制度や、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」に基づいた取組の結果、特別特定建築物、県有施設及び市有施設については、全施設が整備基準適合となりましたが、小規模（300㎡以下）の民間施設については、整備基準に適合したものは30%前後にとどまっています。また、障がい者等が当該施設を利用する際に、事前に施設のバリアフリー化がされているかを把握できるよう、整備基準に適合した施設については適合証を交付するとともに、インターネットでの公表も行っています。平成21年から平成23年までに72件の施設に適合証を交付しました。

市役所庁舎については、「三重おもいやり駐車場利用証制度」が利用できる駐車場として10区画を設置するとともに、障がい者用トイレ、多目的トイレの設置、本庁舎3階及び津リージョンプラザ3階の連絡通路のバリアフリー化等を実施しました。

バス交通事業者においては、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、順次ノンステップバスやワンステップバス等の低床車両の導入が進められています。本市のコミュニティバスについても、平成24年度に久居地域のバスをノンステップバス車両に更新しました。

今後も、誰もが安全に安心して生活し社会参加できるよう、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅からまちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を進めるとともに、学校、地域の団体、企業、行政等が連携してユニバーサルデザインのまちづくりに、より一層取り組む必要があります。

一方、障がい者が安心して暮らしていくためには、災害情報の伝達や災害発生時における迅速な避難誘導、犯罪・事故や消費者トラブルなどの発生防止対策など防災・防犯対策も重要です。

地震や津波などの災害時に、高齢者や障がい者など、災害情報の入手や自力避難に支障が生じる方々が、地域での支援を受けることができるよう、災害時要援護者登録制度を策定するとともに、各地域で開催される訓練や研修などの自主防災会の活動において、「災害時要援護者への対応」として、それぞれの地域に応じた対応ができるよう、地域における共助による避難体制づくりを推進しています。

現在、障がい者福祉施設、老人福祉施設など 53 施設を津市福祉避難所として指定しており、そのうち、障がい者福祉施設は 10 箇所となっています。また、災害時に備え、食料や生活必需品については避難所ごとに備蓄を進めており、福祉にかかわる物品についても配備を進めています。

今後も、災害時の避難にあたって支援が必要となる障がい者に対し、正確で迅速な情報提供、災害時要援護者の個別計画の作成などきめ細かい対策が必要です。

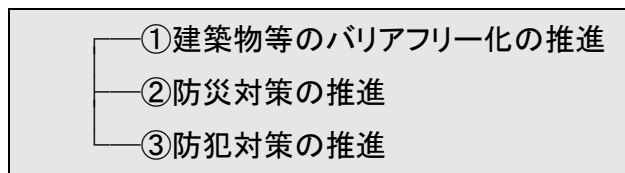
防犯対策については、防犯協会、自治会を通じて、「防犯みえ」「交番たより」等の回覧や消費生活センターによる出前講座などにより、犯罪情報を地域で共有し、犯罪の未然防止に努めています。

〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、今後、市や国、県が一層充実すべきこととして、特に身体障がい者で「バリアフリーのまちづくり」の割合が他の障がい種別に比べて高くなっています。団体ヒアリングでは、合併により移動範囲が広がったことにより、公共交通機関の脆弱さ、不便さ等移動に関する問題点が多く挙げられており、今後も順次生活環境の整備を進める必要があります。

また、災害時の避難で困ることとしては、「災害時の情報が伝わりにくい」「避難所まで行けない（坂や階段がある、避難所が遠いなど）」「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」「緊急時の介助者がいない」などとなっており、団体ヒアリングにおいても、災害時や緊急時の情報が届かなかったり、意志を伝えられなかったり、それぞれの障がいの違いによって不安を訴える声が多種多様に聞かれることから、防災対策等の強化が望まれます。

〔施策体系〕



〔施策の方向〕

①建築物等のバリアフリー化の推進

- 建築基準法による建築確認制度、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、公共施設や民間施設、道路施設、公園施設のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を推進します。特に、適合率の低い小規模な民間建築物の指導に努めます。また、公共施設における音声案内の設置を進めます。
- 障がい者が通行しやすいよう、歩道における違法駐車、放置自転車等の解消に努めます。
- 市などが実施する行事における障がい者用駐車スペースの確保について、十分な配慮を行います。
- バス交通については、今後も引き続き事業者に対し、低床車両の導入及び関連する施設等の整備を促していきます。なお、市のコミュニティバスについても、車両更新の際に、バリアフリーに配慮した車両への更新に努めます。

②防災対策の推進

- 今後の備蓄のあり方について、備蓄計画に基づき、引き続き備蓄品目、数量の充実に努めます。その中で、車いす用のトイレなど、障がい者に必要な物品を確保します。
- 障がいの特性等を考慮し、社会福祉施設などと福祉避難所の協定締結をさらに進めるとともに、指定した福祉避難所と開設時の連携のあり方などについて、より具体化します。また、福祉避難所のマニュアルについては、障がい種別ごとに作成します。
- 通常の避難所においても、障がい者の受け入れにあたっては、医療機関やボランティアの協力も視野に入れた体制の整備に努めます。
- 災害時の要援護者への対応について、正確で迅速な情報提供に努めます。特に、共助の役割が重要であることから、自主防災組織などにおいて、災害時要援護者台帳や災害時要援護者マップ、災害時要援護者

の個別計画の作成などの具体的な対応が検討されるよう、今後、より一層、地域における活動の支援を行います。

- 防災学習会等を開催し、種々の災害に対応できる知識の普及に取り組むとともに、市民に対し災害時要援護者への支援に関する意識啓発を図ります。
- 消防・救急への緊急通報体制のあり方について検討するとともに、日常生活用具における火災警報器、自動消火器の支給を行うことで、火災予防体制を強化します。

③防犯対策の推進

- 障がい者が犯罪被害者にならないよう、民生委員児童委員をはじめ防犯協会、自治会などの協力のもと、地域の見守り力を高める動きを支援します。

〔主な事業等〕

- ◇ 歩道の段差解消事業
- ◇ 歩道付道路の新設事業
- ◇ 踏切改良事業
- ◇ 公園出入口、園路及びトイレの改善
- ◇ 障がい者用駐車スペースの新設
- ◇ 施設のユニバーサルデザイン化
- ◇ 防災備蓄品の計画的な配備
- ◇ 津市民防災大学での災害時要援護者をテーマにした講義の開催
- ◇ 防犯協会等から地域への犯罪情報の提供、「防犯みえ」「交番たより」などの回覧

(2) 啓発・広報

〔現状と課題〕

障がい者の自立や社会参加を妨げている社会的障壁をなくし、ともに尊重し合い、ともに生きる共生社会を築くためには、障がい及び障がい者に対する市民の正しい知識と理解及び協力が必要です。

本市では、PTA人権研修会や地域ネットワーク人権研修会等の保護者や地域住民を対象とした人権出前講座や人権教育講演会において、共生社会推進に向けたテーマの研修を取り入れるとともに、広報紙などを通して障がいに関する広報活動を行い、障がい者問題への理解と共生社会実現に向けた意識向上を図ってきました。また、市民人権講座を開催するとともに、毎年著名人を招いて人権問題講演会を開催し、啓発・広報に努めています。

学校教育においては、人権学習推進事業として障がい者との出会い学習や、UD（ユニバーサルデザイン）体験学習などを実施し、障がいへの理解と共生社会実現に向けた意識向上を図っています。また、各中学校区単位で実施されている子ども人権フォーラムのテーマのひとつとして、障がい者問題が取り上げられているところもあります。道徳の時間では、障がい者の人格と個性の尊重に向けて、読み物教材を用いての学習や、体験的な学習を進めています。また、学校行事のひとつとして、県立特別支援学校との交流活動を実施している小中学校もあります。教職員に向けては、障がいに関する理解を深める研修を実施しています。

障がい者が地域活動へ参加していくためには、ボランティアの協力が不可欠です。ボランティアの育成・活動支援については、市社会福祉協議会のボランティアセンター事業を支援しています。ボランティアセンター事業では、「ぼらん津」の発行等による広報・啓発や、各種ボランティア講座の開催などにより、地域福祉活動やボランティア活動に対する知識と経験を積む機会を設けています。また、ボランティア団体の協力による声の広報事業や点字シール作成事業など、障がい者支援を目的とした事業も推進しています。

今後も、地域における共生を実現していくためには、広く市民に障がいや障がい者に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発と教育を行うとともに、ボランティアの実践活動を通して、市民一人ひとりに積極的に働きかけることが必要です。

福祉に関する教育等の実施状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障がい者問題をテーマにした 出会い学習	89 回	90 回	122 回
UD体験学習の実施校	15 校	20 校	10 校

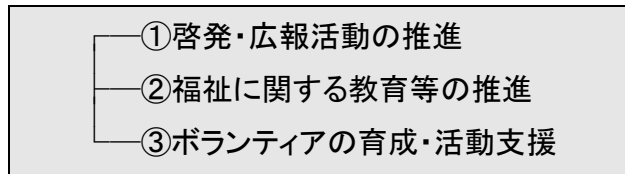
資料：人権教育課

〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、障がい者とのコミュニケーションを「経験したことがない」人は過半数に上るとともに、障がい者やその家族が取り組んでいる活動についても「参加していない」人は 83.8%に上り、市民のかかわりは必ずしも深いとは言えません。また、障がい者の閉じこもりを防ぎ、社会参加を促すために重要なことは、障がい者、障がい児、市民ともに、「地域の人の偏見をなくし、理解を得ること」が上位に挙がっています。

団体ヒアリングでは、障がいに関する啓発は重要であり、幼少期からのこころの教育が効果的であるとの意見が多く出ました。また、地域社会の中での支援者、理解者を増やすためにも、障がい者やその家族が地域へ出向くなどして、障がいへの理解をうったえる機会が必要であるとの声も聞かれました。

〔施策体系〕



〔施策の方向〕

①啓発・広報活動の推進

- 障がい者が障がいのない人と同じように生活するために必要な配慮・工夫について、広く市民の理解と協力を得るため、広報紙及びホームページ等を通じた啓発活動はもとより、市社会福祉協議会や民生委員児童委員等と連携した啓発・広報を推進します。
- 障がい及び障がい者に対する正しい知識を市民に普及します。特に、市民の理解が遅れているとされる精神障がい、発達障がい等については、関係機関や障がい関係団体と連携し、窓口へのパンフレットの設置、配布などにより啓発・広報を推進します。
- 障がい関係団体が実施する研修会やイベント情報の積極的な提供に努め、障がいへの理解の機会を増やします。
- 障がい者が利活用する視覚障がい者誘導用ブロックや補助犬に対する理解を促進するとともに、必要な配慮等について啓発・広報を推進します。
- 人権出前講座や人権教育講演会で障がい者問題をテーマにした研修会を実施します。

②福祉に関する教育等の推進

- 学校教育において、地域や学校の実態、児童生徒の発達段階に合わせた福祉に関する教育、道徳教育の推進に継続して取り組みます。特に、障がいの種類や内容など障がいへの理解促進とともに、相互に人格と個性の尊重を促すため、多様な人権課題の解決に向けた出会い学習を実施します。
- 児童生徒はもとより、教職員の人権意識・認識の高揚を図るため、現在実施している人権学習推進事業及び人権研修会事業の充実とともに、教職員への研修充実に努めます。また、教職員への研修の中にUD研修等を計画します。
- 地域の学校と特別支援学校との交流を図り、意識啓発を行います。

③ボランティアの育成・活動支援

- ボランティアの育成・活動支援については、各種ボランティア団体との協力関係も必要なことから、市社会福祉協議会が実施しているボランティアセンター事業を支援し、連携を図りながら効果的に事業を推進します。
- 公民館事業において、手話や点字点訳などのボランティア養成講座を実施するとともに、講座終了後も自主的に活動を継続する団体に対する支援を行います。
- 児童生徒の障がい福祉への理解とボランティア意識の高揚を図るため、福祉協力校と連携し、ボランティア活動など社会体験の場を提供します。

〔主な事業等〕

- ◇ 人権学習推進事業、人権研修会事業
- ◇ 市民人権講座等の開催
- ◇ 人権出前講座、人権教育研究会の開催
- ◇ ボランティアセンター事業
- ◇ 地域福祉・在宅福祉推進事業
- ◇ ボランティア養成講座等の開催
- ◇ 手話教室、点字教室等公民館事業

◆重点課題：４）生きがいの持てる機会づくり

（１）交流活動

〔現状と課題〕

障がいの特性や障がい者について正しく認識し理解するとともに、その理解を一層深めるためには、障がい者と相互にふれあい交流することが最も効果的です。

本市では、障がい関係団体が実施する各種行事に対し支援を行うとともに、三重県身体障害者福祉大会への車両移送型の移動支援を実施しています。

共生社会の実現に向けて、障がいに対する理解が一層深まるよう、障がい者と障がいのない人がともに参加することができるイベントや、学校等における福祉教育の実施などにより、日常的にふれあい、互いに理解しあうことができる機会をつくる必要があります。

〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、障がい者の閉じこもりを防ぎ、社会参加を促すために重要なことは、障がい者、障がい児、市民ともに、「いっしょに活動する仲間をつくること」「地域の人との偏見をなくし、理解を得ること」「集まれる場所をつくること」等が上位に挙がっています。また、障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために重要なことは、障がい者、障がい児、市民ともに、「近所どうしのつきあいを深めること」が最も多くなっています。

団体ヒアリングでも、障がい者の孤独感の解消や介護者の精神的負担の軽減のためにもサロン等の設置や交流機会の拡大を望む声が多く挙がっており、交流活動の充実が求められています。

〔施策体系〕

——①交流機会の充実

〔施策の方向〕

①交流機会の充実

- 地域社会における障がい者への理解を深めるため、福祉施設、教育機関、障がい関係団体、ボランティア団体等による地域住民との日常的な交流活動を促進します。
- 障がい関係団体の実施する各種行事や、障がい者と障がいのない人が交流する行事等について支援します。
- 障がい者やその介護者、市民が集い、活動・交流するための場所や運営方法の検討を行います。
- 障がい者の社会参加を促進するため、障がい関係団体等が主催するイベント事業等への参加について、車両移送型の移動支援を実施します。

〔主な事業等〕

- ◇ 障がい関係団体の各種活動支援
- ◇ 車両移送型移動支援の実施

(2) 余暇活動

〔現状と課題〕

スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の社会参加を促進し、生活の質を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復の効果も期待できます。

本市では、障がい者団体に体育大会や交流会を委託し、実施しています。また、スポーツに興味のある方を対象とした研修会を平成19年から年1回開催するとともに、津市民スポーツ・レクリエーションフェスティバルでは、津市スポーツ・レクリエーション協会と車いすバスケットチームとの協力により、レクリエーションスポーツのひとつとして車いすバスケット体験を実施し、障がい者自らが主体的に取り組む余暇活動の振興に努めています。さらに、久居体育館の階段に手すりを設置するとともに、津市民プールにおいて、手帳保持者の付添人の使用料を1名に限り免除し、障がい者が積極的にスポーツ施設を利用できるよう、施設側の受入態勢の充実に努めています。

今後も、障がい者がスポーツ・文化・レクリエーション活動に気軽に参加できる場・機会を設けるとともに、各分野において適切な指導を受けることができるよう指導者の確保を行うなど、支援を充実する必要があります。また、各種施設のバリアフリー化や、施設職員の障がい者に対する理解を深めていくことも必要です。

〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、障がい者の引きこもりを防ぎ、社会参加を促すために重要なことは、「いっしょに活動する仲間をつくること」が上位に挙がっています。また、団体ヒアリングでも、障がい者が積極的にスポーツ施設を利用できるよう、施設の環境整備などを求める声が挙がっています。

〔施策体系〕

——①余暇活動の振興

〔施策の方向〕

①余暇活動の振興

- 障がい者が積極的にスポーツ・文化施設を利用できるよう、施設側の受入態勢の充実に努めます。
- 平成 28 年度開設予定の屋内総合スポーツ施設において、障がい者の意見を取り入れながらユニバーサルデザイン化を図り、障がい者のスポーツ利用が容易に行えるようにします。
- スポーツ、文化施設の利用料の減免については、引き続き検討します。
- 市民が集うイベントや講習会などの開催にあたっては、興味のあるテーマを検討するとともに、要綱やパンフレット等に、車いすでの参加や、手話通訳、要約筆記の設置などについて明記し、障がい者の積極的な参加を促進します。
- 津市民スポーツ・レクリエーションフェスティバルでは、レクリエーションスポーツ種目のひとつとして、車いすバスケットなどの体験を行うなどの検討を進めます。
- 障がい者スポーツの指導者については、障がい者スポーツに関する講習会等の情報を周知することで参加を促し、指導者確保に努めます。

〔主な事業等〕

◇ 障がい者スポーツ指導者養成講習会の開催

◆重点課題：５）一貫して切れ目ない支援の充実

（１）保健・医療

〔現状と課題〕

がん・脳卒中・心臓病・糖尿病などの生活習慣病を原因とした障がいが増加しています。また、現代社会はさまざまなストレスも多く、精神に障がいを有する人が増えてきています。

本市では、各種がん検診や健康増進事業などにより障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努めていますが、国民健康保険被保険者の一人当たりの費用額を見ると、高血圧や糖尿病などの生活習慣病による受診が上位を占めています。今後も、障がいの発生を予防するため、その原因であるとされる高血圧、糖尿病等の生活習慣病の予防や、健康診査等による早期発見に努める必要があります。併せて、障がい者は、継続した医療を受ける必要も多く、健康の維持と自立を支援するため、医療・リハビリテーションの充実が必要です。

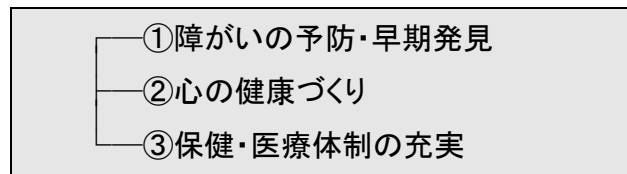
本市の自殺者率は、三重県と比べると低いものの、精神面の相談件数が増加している状況にあります。ストレスの多い社会の中で、気軽に相談できる体制づくりや周囲の理解を得る取組等が必要です。また、精神障がい者の退院や社会復帰を促進するための受入環境の整備を図る必要があります。一方、本市では、心の病をもつ人が気軽に参加・交流し仲間づくりができる場所として、「こころのサロン」をＮＰＯ法人に運営委託し、一志地域と白山地域において開催しています。今後は、実施地域を拡大し、開催していく必要があります。

保護者の精神面の問題から養育が困難な家庭が増加しており、幼児健診において、発達支援が必要な子どもが増えてきています。今後も、障がいの早期発見に努めるとともに、子どもの成長とともに一貫した療育の提供が身近な地域において行われるよう、支援体制の整備に努める必要があります。また、未熟児等の出生割合は年々増加傾向にあり、障がいの予防や軽減につなげるためには、妊娠中からの保健指導や疾病の早期発見、早期治療が重要となっています。

〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、とくに不安に感じていることについては、障がい者、障がい児ともに「健康、障がいのこと」が最も多くなっています。また、今後、市や国、県が一層充実すべきことは、障がい者、障がい児ともに「保健・福祉・医療・教育の連携」が上位に挙がっており、団体ヒアリングでは、ピアカウンセリングの機能や保護者同士の交流の場を望む声が聞かれました。

〔施策体系〕



〔施策の方向〕

①障がいの予防・早期発見

- 発達の遅れや障がい疑われる乳幼児の早期発見と早期療育、保護者への支援につなげるため、乳幼児健康診査事業を推進するとともに、乳幼児健康相談や訪問指導、心理相談員による相談等を充実します。特に、病気にかかりやすく、心身に障がいが残る心配がある未熟児については、保健師が家庭を訪問するなど、適切な指導を行います。
- 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見のため、特定健診や各種がん検診等を実施するとともに、必要な医療、保健指導に努めます。
- 生活習慣改善に重点を置いた健康教育を推進し、生活習慣病の予防に関する意識啓発を図ります。

②心の健康づくり

- 気軽に心の健康について相談できるよう、精神科医による「こころの健康相談」を実施するとともに、窓口や電話によるこころの相談についても、保健師が対応し支援に努めます。
- 心の病を持つ人が気軽に参加・交流し仲間づくりができるこころのサロン事業について、一志、白山地域以外の他地域においても場所の選定を行い、NPO法人等に委託し事業を推進します。
- 在宅の精神障がい者や退院後の障がい者の地域生活を支援するため、保健所・医療機関・障がい者相談支援事業所等の関係機関との連携を強化し、社会参加・社会復帰の推進に努めます。

③保健・医療体制の充実

- 自立した日常生活及び社会生活を営むうえで必要な医療が受けられるよう、障害者総合支援法に基づく自立支援給付の適切な給付に努めます。
- 障がい者に対して有効なリハビリテーションが行われるよう、病院等における専門職の確保を促進することにより、地域におけるリハビリテーション体制の充実に努めます。

〔主な事業等〕

- ◇ 健康診査、健康相談（乳幼児、妊産婦、成人等）、訪問指導、健康教育（乳幼児、妊産婦、成人等）、未熟児訪問
- ◇ 各種がん検診
- ◇ 特定健康診査・特定保健指導
- ◇ 心の健康づくりに資するサロン活動への支援

(2) 教育・育成

〔現状と課題〕

本市では、特別支援学級において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた具体的な目標を設定し、適切な指導を行っています。また、介助員を効果的に配置するほか、言語障がいや聴覚障がい、発達障がい児に対する通級による指導や、障がいのない児童との交流等にも力を入れています。

一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、平成 20 年 4 月に設置したこども総合支援室を中心に、保健、福祉、教育等の乳幼児期から小学校期へと子どもにかかわる部署が連携する「こども総合支援会議」を開催し、支援が途切れないように創意工夫を重ねて連携した取組に努めています。また、特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、個別の教育支援計画の有効活用に取り組むとともに、特別な支援が必要な子どもが在籍する幼稚園や小中学校に、平成 24 年度は 134 名の特別支援教育支援員を配置しています。さらに、支援要請があった幼稚園及び小中学校に、学校サポートセンターからサポーターを、教育委員会事務局から指導主事を派遣し、支援に努めるとともに、すべての小中学校において、特別支援教育推進委員会を構築し、校内支援体制の充実や、特別支援教育コーディネーターを中心に、事例検討等を行っています。

平成 24 年 4 月から、身近な地域での障がい児支援の充実をめざし、障がい種別等で分かれている施設の一元化と、通所サービスの実施主体が都道府県から市町村へ移行され、放課後等デイサービスと保育所等訪問支援が創設されました。本市では、保護者等への発達相談、発達障がい児への療育、保育所等の訪問支援や就学支援を行っています。また、子どもの発達への理解を深めるため、保育所職員を対象に専門研修を実施するとともに、細やかな配慮ができるよう、支援の必要な程度により加配保育士を配置しています。療育センターでは、個々の障がいに応じた対応ができるよう、看護師の巡回や理学療法士・言語聴覚士による機能訓練を実施しています。

支援を必要とする子どもは年々増加しており、今後も、すべての保育所、幼稚園、小中学校において、発達障がいも含めた障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの主体性を尊重した支援体制の整備を進めるとともに、障がいの特性や成長段階に応じた適切な教育を受けられる環境の整備を図る必要があります。

小学校 特別支援学級数、在籍児童数の推移

(単位：学級・人)

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
知的障がい	学級数	37	36	40	41	41
	児童数	107	118	136	139	147
自閉症・ 情緒障がい	学級数	39	41	41	45	49
	児童数	130	149	159	174	194
肢体不自由	学級数	5	4	5	5	5
	児童数	10	9	12	11	10
合 計	学級数	81	81	86	91	95
	児童数	247	276	307	324	351

注) 各年 5 月 1 日現在

資料：教育委員会

中学校 特別支援学級数、在籍生徒数の推移

(単位：学級・人)

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
知的障がい	学級数	17	17	14	11	17
	生徒数	51	56	52	49	66
自閉症・ 情緒障がい	学級数	9	13	16	18	20
	生徒数	36	49	37	65	74
肢体不自由	学級数	4	6	5	3	0
	生徒数	9	8	5	3	0
合 計	学級数	30	36	35	37	37
	生徒数	96	113	94	117	140

注) 各年 5 月 1 日現在

資料：教育委員会

通級による指導を受けている児童生徒数（平成 24 年）

(単位：教室・人)

	小 学 校		中 学 校		合 計	
	教室数	児童数	教室数	生徒数	教室数	児童生徒数
言語障がい	1	41	0	0	1	41
聴覚障がい	0	2	0	1	0	3
弱 視	0	0	0	0	0	0
発達障がい	2	57	1	6	3	63
計	3	100	1	7	4	107

注) 5 月 1 日現在

資料：教育委員会

療育センターの利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用者数	2,257 組	2,507 組	2,118 組

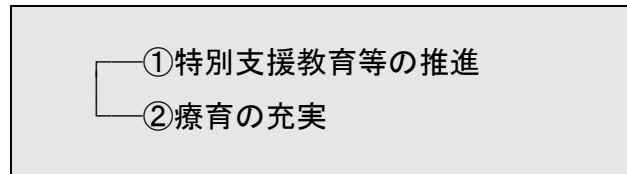
資料：こども家庭課

〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、現在在籍している学校・学級を「希望どおり」と回答した障がい児は 90% 近くに上っていますが、「希望どおりではない」障がい児も 10% 弱あります。希望する学校・学級に通えない理由は、「近くにないから」「受入態勢が整っていないから」が上位に挙がっています。

また、団体ヒアリングでは、こども総合支援室ができて状況はよくなっているが、さらに機能の充実が必要であり、一人ひとりに応じた一貫した支援システムづくりが必要であるとの意見がありました。

〔施策体系〕



〔施策の方向〕

①特別支援教育等の推進

- 一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、保健、福祉、医療、労働関係機関等との緊密な連携のもと、就学前から学校卒業までの一貫した相談体制の強化に努めます。
- 幼稚園、小中学校では、個別の教育支援計画の位置づけを明確にし、その計画の効果的な活用に取り組むとともに、教職員等の資質向上に努めるほか、特別支援教育に携わる人材の確保と適性配置に努めます。
- 幼稚園、小中学校に専門相談員を派遣し、発達障がいを含む障がいのある幼児や児童生徒に対し適切な支援を行うとともに、教職員の研修をサポートします。また、専門的な立場から支援を得るため、特別支援学校との連携を図ります。
- 小中学校においては、障がいのある児童生徒の理解と支援のあり方について検討する校内委員会を活用し、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育を推進します。また、実践交流会を実施し、各校の取組を促進します。
- 児童生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施を図るため、経費の負担が困難な児童生徒の保護者に対し、引き続き必要な援助を行います。

②療育の充実

- 障がいの種別に応じた対応ができるよう、療育センターの機能を拡充し、発達支援事業、相談、保育所等訪問支援事業を行う発達支援センターを整備します。
- 「こども総合支援会議」を活用し、切れ目のない支援の充実に努めます。
- ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとして「生活支援ノート」を作成し、活用を図ります。
- 保育所において、障がい児が必要とする支援を継続して受けられる環境づくりに努めるとともに、保護者への個別支援を実施し、切れ目の

ない支援の充実を図ります。

- 障がい児保育については、子どもの発達に応じた支援ができるよう、専門研修を実施するとともに、適切な職員配置を行います。
- 学校に通っている障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所をつくるため、放課後等デイサービスを実施します。
- 保育所等における障がい児の集団生活への適応を図るため、専門員が保育所等を訪問し、専門的な立場から指導や助言を行います。
- 就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うため、児童発達支援を行います。

〔主な事業等〕

- ◇ 個別の教育支援計画の活用
- ◇ 巡回相談員等の派遣
- ◇ 特別支援教育就学奨励制度の実施
- ◇ 発達支援センターの整備
- ◇ 機能訓練の実施
- ◇ 「生活支援ノート」の作成、活用
- ◇ 障がい児保育事業
- ◇ 加配保育士の配置
- ◇ 専門家による保育士研修会の開催
- ◇ こども家庭課への専門職の配置
- ◇ 放課後等デイサービス
- ◇ 保育所等訪問支援事業
- ◇ 児童発達支援

(3) 相談・支援

〔現状と課題〕

障がい者一人ひとりが、必要な支援を受けながら主体的に日常生活、社会生活を送るためには、的確に情報を得ることが重要であり、さまざまな障がいの種別に対応した多様な形で情報の提供が必要です。

本市では、広報紙及びホームページで障がい福祉制度のお知らせを行うとともに、「障がい福祉のてびき」を発行し、情報提供に努めています。「障がい福祉のてびき」については、制度改正等に対応し、随時改訂しています。

障がい者制度改革に向けた動きの中で、多様なサービスが提供可能となり、個々の障がい者のニーズに応じてきめ細かく対応できる相談体制の充実が求められます。本市では、平成 21 年 9 月に津市障がい者相談支援センターを設置し、障がい者やその家族のさまざまな相談に対応できるよう、相談支援機能の充実を図っていますが、年々相談件数が増加するなか、相談員が不足しています。平成 24 年 10 月からは、「障害者虐待防止法」に基づき、虐待の防止に向けた取組を強化する必要があるとあり、障がい者相談支援センターに津市障がい者虐待防止センターも併設するため、さらなる相談員の増員を図り、地域における相談体制の充実に努める必要があります。また、原則としてすべてのサービス利用者に対する計画相談支援が必要なため、相談支援従事者及び相談支援事業所の質と量の確保が求められます。

平成 20 年 4 月に設置したこども総合支援室を中心に、乳幼児期から小学校期へと子どもにかかわる部署が連携する「こども総合支援会議」を開催し、支援が途切れないように、創意工夫を重ねて、サービスの充実に努めています。

また、平成 20 年度に津市地域自立支援協議会を設置し、地域の関係機関によるネットワークの構築を行うとともに、ライフステージに応じた一貫した支援体制を構築するにあたり、保護者や支援機関からの引き継ぎツールとして「生活支援ノート」の作成に向けて取り組んでいます。

平成 20 年 9 月から、障がい者に対する医療費助成の対象拡大を行い、精神障がい者に対する医療費助成を開始しました。今後も、より充実した制度となるよう検討する必要があります。また、各種年金制度や助成制度の普及・啓発を行い、制度の利用を促す必要があります。

障がいによっては、自らの意思決定や意思伝達が不得意であるために不利益を被るなど、権利が脅かされかねない状況があります。このため、本

市でも、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを活用し、障がい者の権利擁護に努めています。今後も、関係機関と連携しながら、権利擁護に関する情報提供を進めるとともに、成年後見などを必要な人が受けられるようにしていく必要があります。

津市障がい者相談支援センターの利用状況

(単位：件)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談件数	14,032	21,882	26,383

注) 津市障がい者相談支援センターは平成 21 年 9 月に開所

資料：障がい福祉課

各種手当等の支給状況

(単位：人)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
医療費助成受給者数		7,170	7,361	7,430
特別児童扶養手当	1級	286	294	290
	2級	204	229	254
障害児福祉手当		197	194	195
特別障害者手当		272	282	280
津市心身障害児童福祉年金		251	252	258
津市重度心身障害者等介護手当		138	144	150
障害者等交通サービス支援事業		1,468	1,607	1,773
視覚障害者タクシー料金助成事業		33	42	42

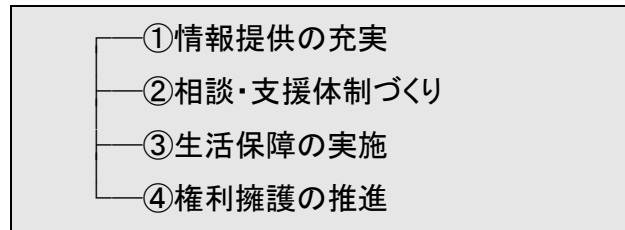
資料：障がい福祉課

〔アンケート・団体ヒアリング結果の整理〕

アンケート調査では、障がい福祉サービス等を「利用したいができない」という人が利用できない理由として、「利用の仕方がわからないから」が多く、また、「津市障がい者相談支援センター」を「知らない」と回答した人が障がい者の約 50%に上ります。相談機能を充実させるために必要なことは、障がい者では「身近な場所で相談できること」が、身体障がい児と知的障がい児では「福祉・教育・就労などの一貫した相談支援体制を充実させること」が、精神障がい児では「専門的な相談や助言ができる人材がいること」がそれぞれ最も多くなっています。障がい児は、障がい者以上に、障がいの特性に配慮した相談の場が必要と言えます。

団体ヒアリングでは、どこに相談に行けばよいかわからない人が依然として多く、それぞれの障がい特性を考慮した情報提供の方法や内容のさらなる充実を望む声が多く聞かれました。また、相談の場の拡充と専門職員の配置とともに、ピアカウンセリング、ペアレントメンターの活用など、ひとつの窓口にとらわれない多様な相談体制づくりを望む声が聞かれました。今後も、一層の相談体制の充実とともに、情報提供の方法や内容の充実が求められます。

〔施策体系〕



〔施策の方向〕

①情報提供の充実

- 広報紙及びホームページに加え、障がい関係団体、民生委員児童委員など関係団体と連携した情報提供に努めるとともに、関係行政機関が実施する障がい福祉施策に係る制度等について、説明会や対話の機会を設けることなどにより、障がい者に十分配慮した、わかりやすい情報提供を進めます。
- 市が発行する「障がい福祉のてびき」については、制度改正等に対応して随時紙面を改訂するなど、内容の充実に努め、障がい者やその家族が利用できるサービス等についての情報提供に努めます。
- 市及び市議会の広報紙などについては、視覚に重度の障がいがある人を対象に声の広報や点字広報を発行し、日常生活に必要な情報の提供に努めます。
- 情報・意思疎通支援用具などの日常生活用具の給付を実施するとともに、本市のケーブルテレビによる情報発信番組における字幕放送の実施など、身近に情報が受けられる機会の拡充に努めます。

②相談・支援体制づくり

- ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとして「生活支援ノート」を作成し、活用を図ります。
(再掲)
- 津市地域自立支援協議会の機能を強化し、ケース検討などを通じて情報を共有し、相談・支援体制の整備充実に図ります。
- 津市障がい者相談支援センターの相談員の増員を図り、機能強化に努めるとともに、訪問相談や障がい者によるアドバイス（ピアサポート）など、多様な相談体制づくりに努めます。
- 指定特定支援事業者などにより、一人ひとりの支援計画を作成し、必要な福祉サービスを総合的に利用できるよう、ケアマネジメント体制の充実に図ります。

- 津市障がい者虐待防止センターの機能の充実を図るとともに、当センターを中心として、関係機関との連携を強化し、虐待防止のネットワークを構築します。また、市民に対して障がい者虐待の防止についての啓発を行います。

③生活保障の実施

- 障がい者に対して医療費助成を行うことにより、経済的支援を行います。
- 本市が実施する日中一時支援事業などの地域生活支援事業における利用者負担と、介護給付費、訓練等給付費などの自立支援給付における利用者負担とを合わせて、軽減策を講じます。
- 医療機関への通院等に要する交通費の一部助成を行います。また、視覚障がい者については、移動に要するタクシー乗車料金の一部助成を実施します。
- 交通機関や公共施設における各種割引制度の設置・充実を促すことにより、障がい者の移動や施設の活用を促進します。

④権利擁護の推進

- 相談支援事業者など関係機関と連携し、パンフレットの配布やホームページによる情報提供等により、成年後見制度の利用方法等の一層の周知を図り、成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。また、市社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業を推進します。

〔主な事業等〕

- ◇ 「生活支援ノート」の作成、活用（再掲）
- ◇ こども家庭課への専門職の配置（再掲）
- ◇ 津市地域自立支援協議会の運営（再掲）
- ◇ 津市障がい者相談支援センターの運営、相談員の増員
- ◇ 津市障がい者虐待防止センターの運営
- ◇ 障がい者に対する医療費助成
- ◇ 障がい者等交通サービス支援事業
- ◇ 成年後見制度利用支援事業、地域福祉権利擁護事業

IV 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、障がいについての理解や社会的関心を高めていくとともに、当事者を含む市民、関係団体、福祉サービス事業者、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携、協力し、一体となって取り組む必要があります。

このため、本市が設置する津市地域自立支援協議会において、より効果的な推進方法について協議を行うとともに、その結果を公表し、関係機関との連携体制を強化していきます。

(1) 各主体の役割

①市民

共生社会の実現のためには、そこに住み、地域をよく知る市民一人ひとりの力が重要です。このため、市民一人ひとりが障がい及び障がい者に対して十分に理解を深めるとともに、地域の中で、互いに助け合う市民活動やボランティア活動などの共助の仕組みを整えることが必要です。

また、障がい者自身が積極的に社会で活動する意欲、自らが問題を解決しようとする意欲も必要です。

②障がい関係団体

自立した自主的な運営に努めるとともに、活動に対する理解を深め、さらに協力を得るために市民への働きかけを行うことが必要です。

また、団体間の連携はもとより、市社会福祉協議会や民生委員児童委員などの福祉関係者との協働による事業展開が重要です。

③福祉サービス事業者

障がい福祉サービス等を提供する社会福祉法人などの事業者に対しては、引き続き、利用者の一人ひとりの尊厳とニーズに応じたきめ細かなサービスの提供とともに、サービスの質の向上が期待されます。

また、事業者相互の連携を強化し、情報と課題を共有することによって、地域全体の福祉環境を充実していくことが重要です。

④企業等

自らが地域社会の構成員であるということと社会貢献の必要性とを再認識することを通じて、障がい者の積極的な雇用はもとより、バリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの開発等に一層の取組を進めることが重要です。

⑤行政等

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、全庁的な取組のもとで、広範にわたる障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。施策の推進にあたっては、障がい者の視点に立った施策展開とともに、必要な情報を分かりやすく提供し、障がい者のまちづくりへの参加機会を拡充することによって、参加と協働のもとで行政運営を進めていくことが重要です。

また、医療、教育、就労等の関連機関においては、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携・協力体制をより一層強化していくことが必要です。

地域福祉活動の中核を担う市社会福祉協議会においては、市民の福祉意識の啓発やボランティアの育成・支援を行うとともに、地域における福祉関係者や障がい関係団体と連携し、障がい者の自立と社会参加を支援していくことが重要です。

(2) 計画推進の仕組み

①市民との協働

当事者を含む市民、障がい関係団体からの意見を取り入れるとともに、計画の推進に係る課題について積極的に対話の機会を持つなど、市民との協働体制を確立していきます。

②津市地域自立支援協議会との連携（関係機関等との連携強化）

計画に基づく施策の推進及び計画の評価等にあたっては、市、相談支援事業者、福祉サービス事業者、障がい関係団体、保健・医療、教育、就労の関連分野の関係者及び関係機関、学識経験者等で構成する津市地域自立支援協議会の運営を通じ、関係機関等との連携強化を図りつつ、総合的に実施し公表していきます。

また、各福祉サービス事業者間の連携を自立支援協議会がコーディネートし、情報の共有化を図ります。さらに、自立支援協議会のワーキンググループの検討・調整を通じて、施策を具体化していきます。

③国、県等との連携

障がい福祉サービス等の推進など、障がい福祉施策の推進にあつては、国、県等との連携を十分に図りながら、施策の実現に努めるとともに、地方分権の趣旨に鑑み、制度の改正等に際しては、地方の意見を取り入れるよう要請していきます。

V 資料編

○ アンケート調査結果

「津市障がい者計画」を策定するにあたって、障がい者の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、意見などを把握し、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的に、平成 24 年 9 月にアンケート調査を実施しました。

□ 調査の方法

①調査対象地域 津市全域

②調査対象者

障がい者調査	平成 24 年 8 月 1 日現在、津市在住の 18 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の中から 1,590 人を無作為抽出
障がい児調査	平成 24 年 8 月 1 日現在、津市在住の 18 歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者全員
その他市民調査	平成 24 年 8 月 1 日現在、津市在住の 20 歳以上の障がい者以外の市民の中から 500 人を無作為抽出

③調査期間 平成 24 年 9 月 1 日～平成 24 年 9 月 20 日

④調査方法 調査票による記入方式

郵送配布・郵送回収による郵送調査

□ サンプル数及び有効回収数

	配布数	不達 (宛先不明)	有効 配布数	回収数	無効 回収数 (白票)	有効 回収数	回収率	有効 回収率
障がい者調査	1,590	40	1,550	985	90	895	63.5%	57.7%
障がい児調査	567	13	554	314	0	314	56.7%	56.7%
その他市民調査	500	4	496	249	8	241	50.2%	48.6%

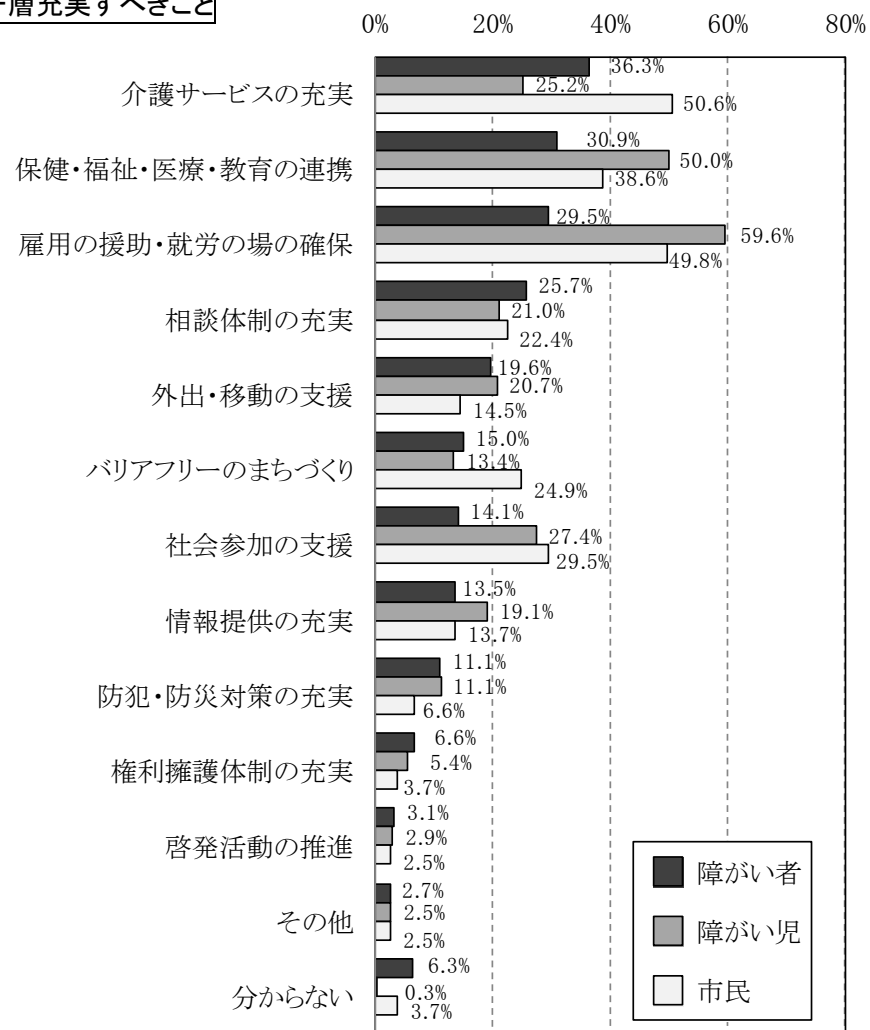
注 1：以下のページでは、障がい者調査を『障がい者』、障がい児調査を『障がい児』、その他市民調査を『市民』と表記します。

注 2：以下のページにおける比率の掲載については、小数点第 2 位で四捨五入していることから、合計が 100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合の比率は、有効回答数に対する割合を表示しています。

(1) 障がい者施策全般について

今後、市、県、国が一層充実すべきことについては、『障がい者』と『市民』では「介護サービスの充実」が、『障がい児』では「雇用の援助・就労の場の確保」がそれぞれ第1位となっており、望まれている施策に違いが見られます。

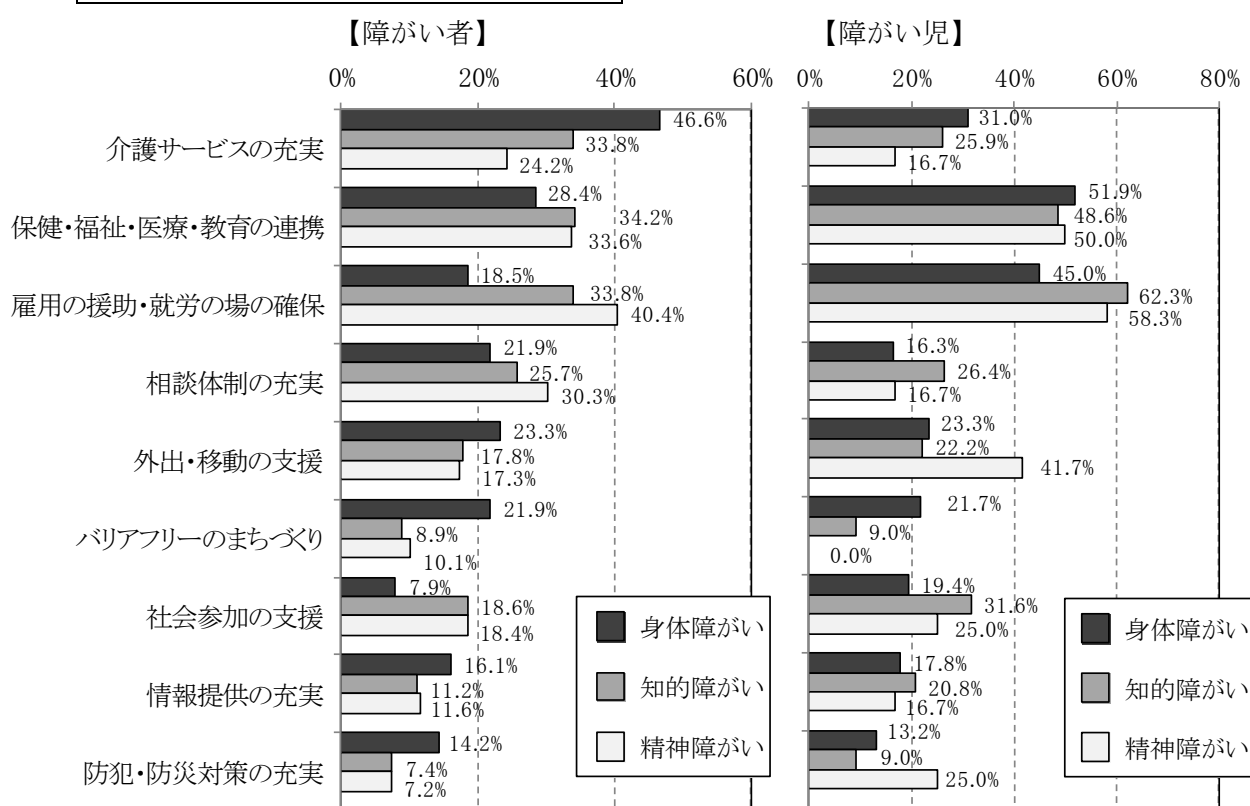
市、県、国が一層充実すべきこと



これを障がいの種類別に見ると、『身体障がい者』では「介護サービスの充実」が多い一方、『知的障がい者』では「保健・福祉・医療・教育の連携」「介護サービスの充実」「雇用の援助・就労の場の確保」に差がなく、また、『精神障がい者』では「雇用の援助・就労の場の確保」が比較的多いという結果となりました。

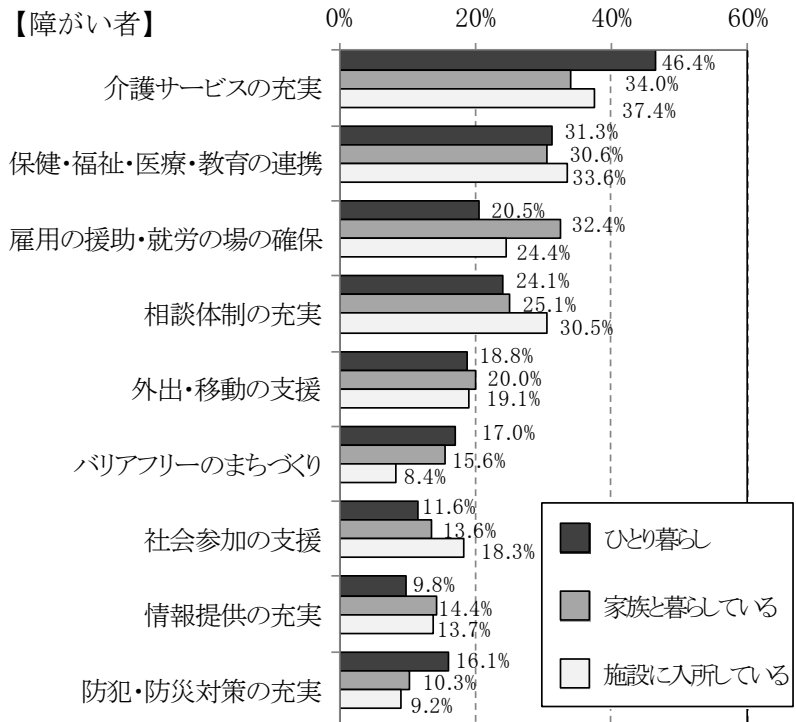
一方、『身体障がい児』では「保健・福祉・医療・教育の連携」が多く、『知的障がい児』と『精神障がい児』では「雇用の援助・就労の場の確保」が多い結果となり、障がいの種類や年代によって、求める施策に差異が見られると言えます。

障がいの種類別 充実すべき施策(上位回答)



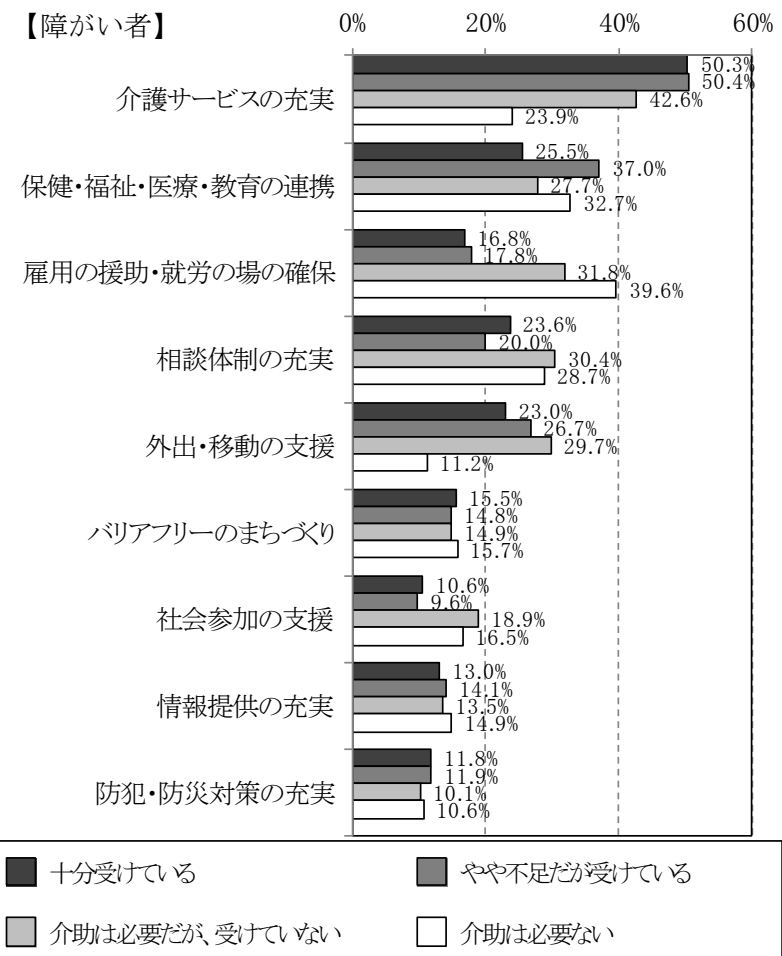
また、『障がい者』の暮らしの形態別に見ると、ひとり暮らしの人は、より一層「介護サービスの充実」を求めていることが分かります。

暮らしの形態別 充実すべき施策(上位回答)



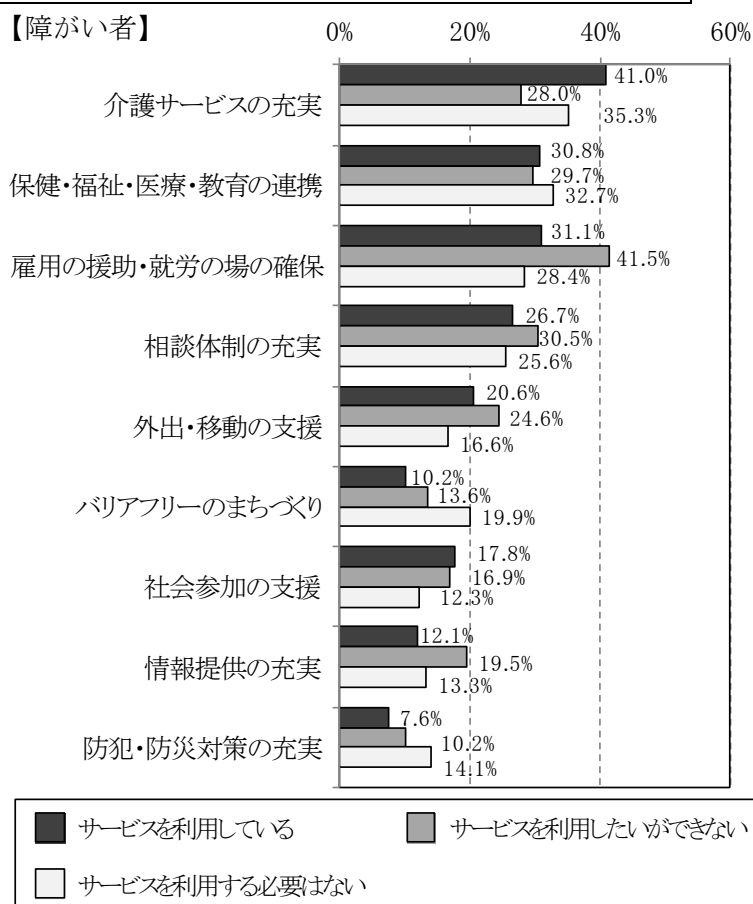
さらに、介助の状況別について見ると、介助を受けている人は「介護サービスの充実」が多く、介助を受けていない人、介助の必要のない人は「雇用の援助・就労の場の確保」が多いという状況です。

介助の状況別 充実すべき施策(上位回答)



また、障がい福祉サービス等の利用状況別について見てみると、サービスを利用したいができないという人は「雇用の援助・就労の場の確保」が最も多いという結果となっています。

サービスを「利用している人」「利用したいができない人」「利用する必要はない人」別 充実すべき施策(上位回答)



ポイント

総合的に見ると、身体障がい者や、ひとり暮らしの人、現在障がい福祉サービスを利用している人などは介護サービスの充実を望む傾向にあり、精神障がい者や障がい児、ある程度自立して現在介助を受けていない人や障がい福祉サービスを利用していない人などは、就労支援策を望む傾向にあることが分かります。

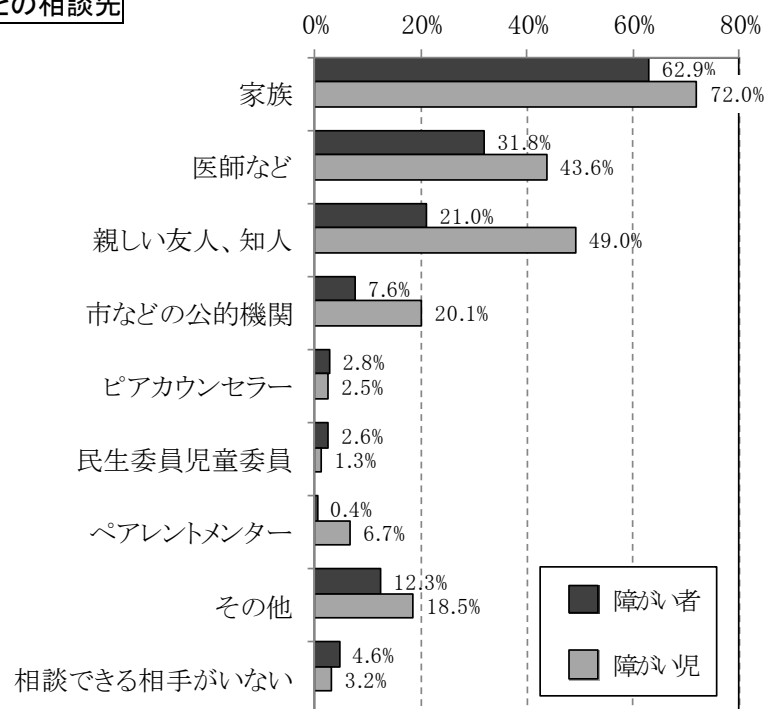
このように、今後の障がい者施策への要望については、障がいの種別や自立度などによって傾向に違いがあり、障がい者一人ひとりに合ったきめ細やかな施策の展開が求められていると言えます。

(2) 障がい者の相談について

悩みや困りごとの相談先を見ると、『障がい者』、『障がい児』ともに「家族」に相談する人が最も多い状況です。

一方、『障がい者』、『障がい児』ともに「相談できる相手がいない」と回答した人も数%見られます。

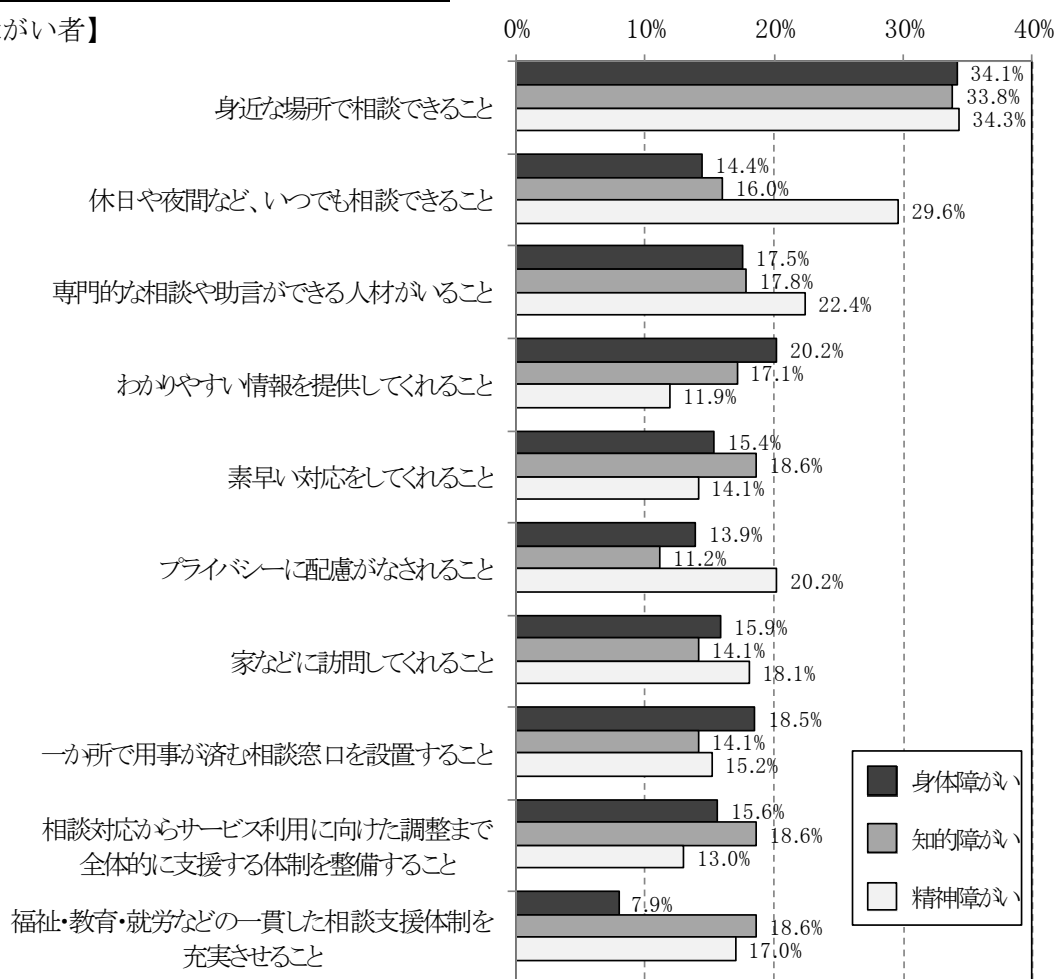
悩みや困りごとの相談先



相談機能の充実を図るために必要なことを障がいの種類別に見ると、いずれの障がいでも、「身近な場所で相談できること」が多く、30%以上に上ります。また、『精神障がい者』では「休日や夜間など、いつでも相談できること」が他の障がい種別に比べて約2倍に上るほか、『身体障がい者』では「わかりやすい情報を提供してくれること」「相談対応からサービス利用に向けた調整まで全体的に支援する体制を整備すること」「福祉・教育・就労などの一貫した相談支援体制を充実させること」が、やや多い傾向があります。

障がいの種類別 相談・支援策(上位回答)

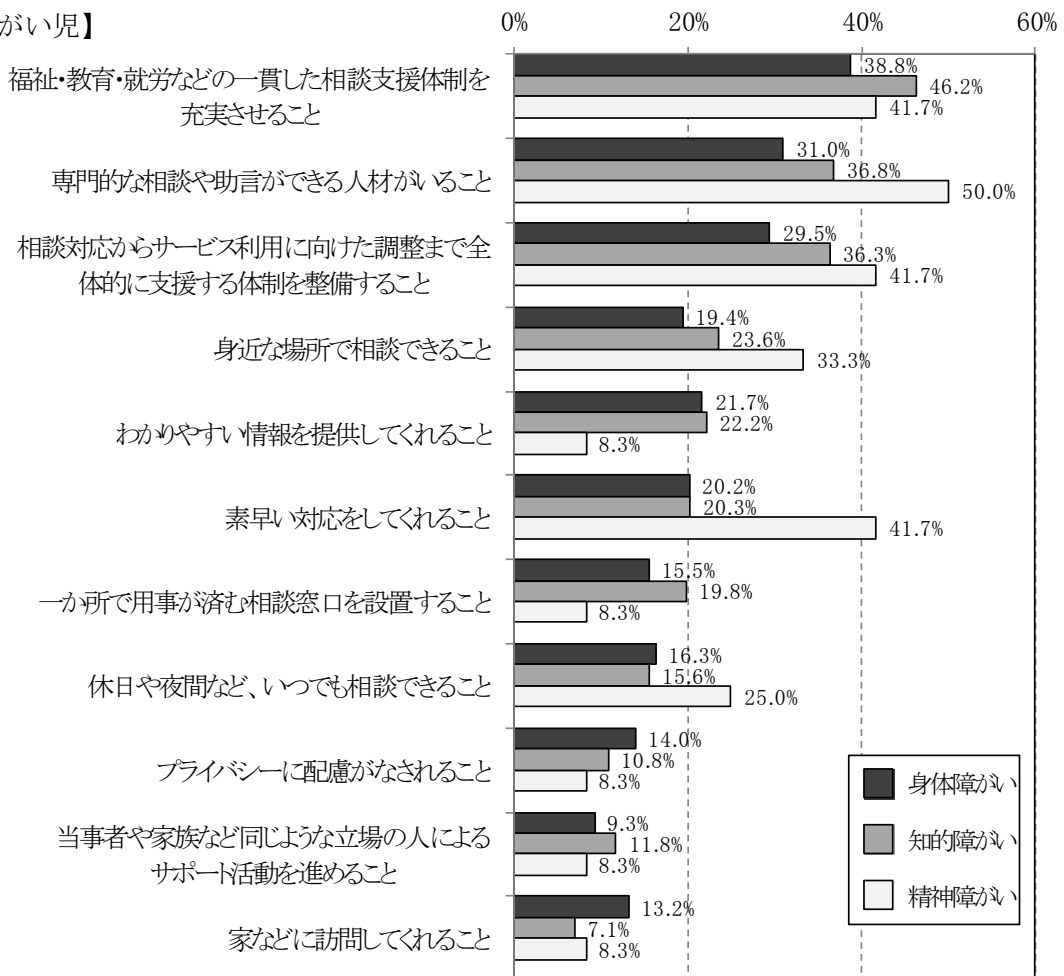
【障がい者】



『障がい児』については、『身体障がい児』と『知的障がい児』では、「福祉・教育・就労などの一貫した相談支援体制を充実させること」が最も多く 40%前後に上ります。『精神障がい児』では、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」が 50%を占め最も多くなっています。また、「相談対応からサービス利用に向けた調整まで全体的に支援する体制を整備すること」「素早い対応をしてくれること」も 40%を超え、他の障がい種別に比べて多くなっています。

障がいの種類別 相談・支援策(上位回答)

【障がい児】



ポイント

相談については、障がい者では、身近な場所でいつでも相談でき、素早く対応してくれることを望む声が多く、一層の相談体制の充実が求められています。また、障がいの種別によっては、わかりやすい情報の提供を望む声も多く、情報提供方法の充実が求められます。

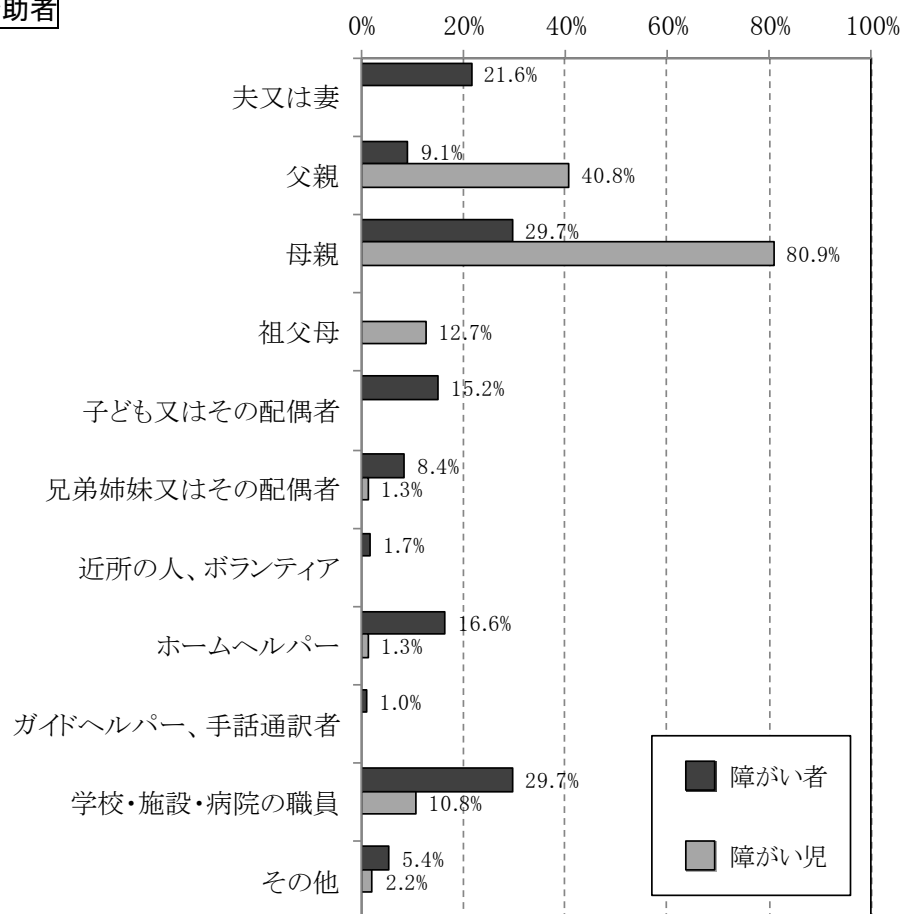
障がい児では、一貫した相談支援体制と専門的な相談や助言を望む声が多く、障がいの特性に配慮した相談の場と関係機関の連携による相談支援体制の充実が求められます。

(3) 介助者への支援について

主な介助者について見ると、『障がい者』では「母親」と「学校・施設・病院の職員」が最も多く、次いで、「夫又は妻」が続いています。

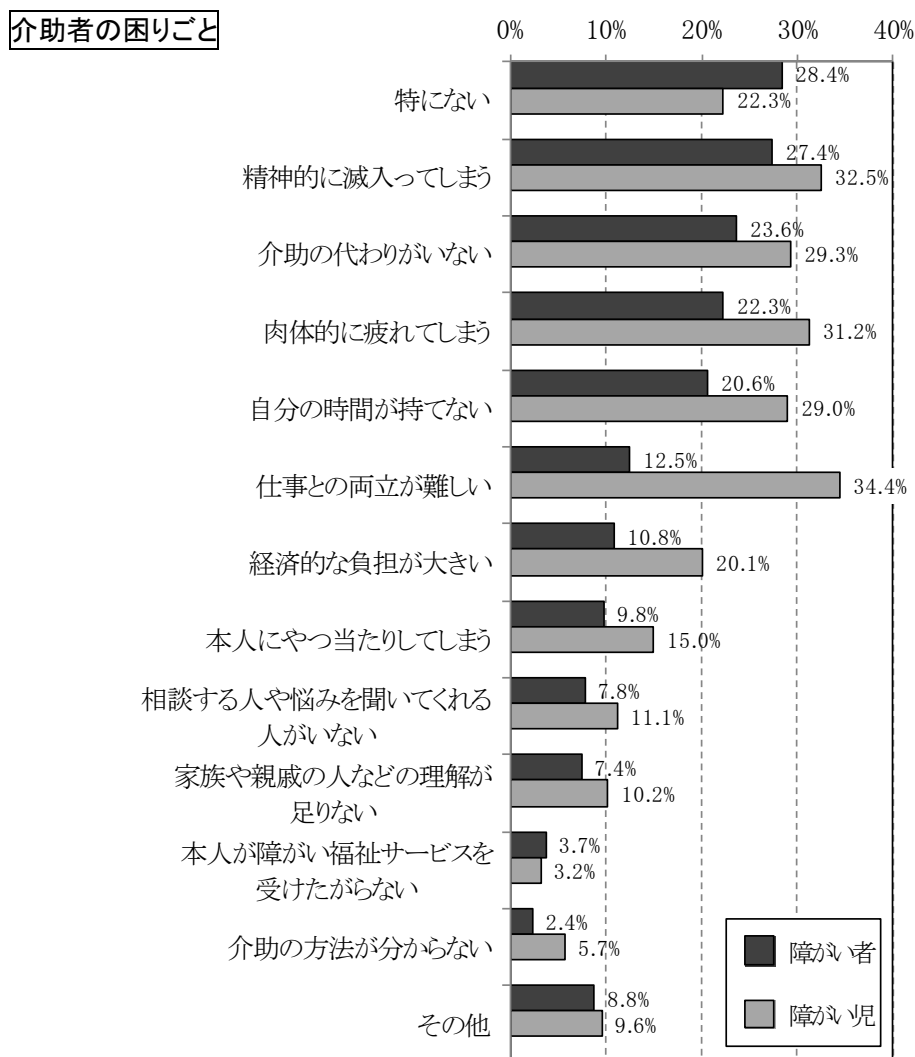
『障がい児』では、「母親」が大半であり、障がい児の介助のほとんどを「母親」が担っている様子がうかがえます。次いで「父親」、「祖父母」が続いています。

主な介助者



介助者の困りごとは、『障がい者』では、第1位が「精神的に滅入ってしまう」、第2位が「介助の代わりがない」、第3位が「肉体的に疲れてしまう」となっています。「特にない」と回答した人は約3割です。

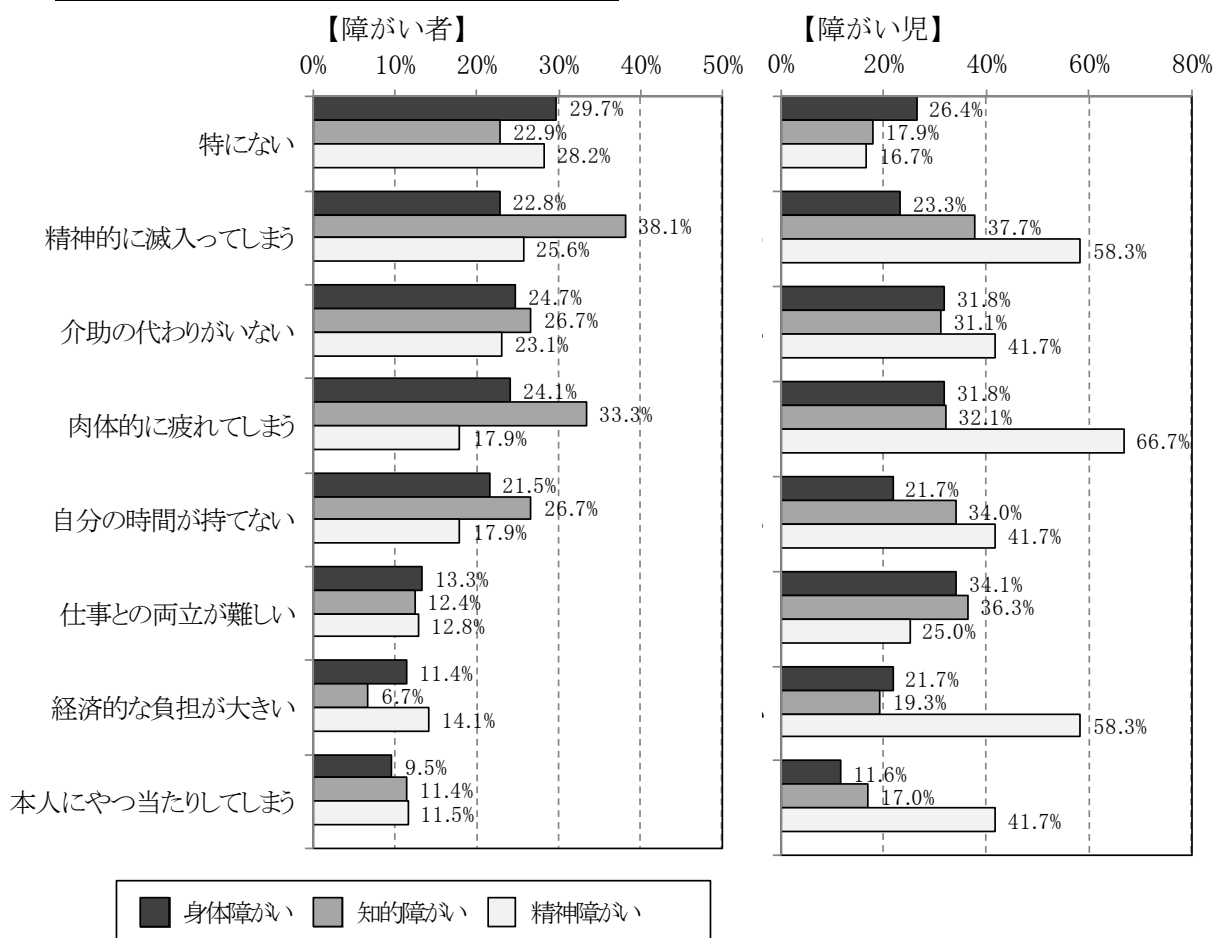
『障がい児』では、第1位が「仕事との両立が難しい」、第2位が「精神的に滅入ってしまう」、第3位が「肉体的に疲れてしまう」となっています。「特にない」と回答した人は約2割です。



障がいの種類別に見ると、『障がい者』（次ページ）では、いずれの障がい種別においても、「精神的に滅入ってしまう」「介助の代わりがない」「肉体的に疲れてしまう」といった困りごとをあげる人が多いという状況であり、『知的障がい者』でその傾向がやや強くなっています。

また、『障がい児』は、『身体障がい児』では「仕事との両立が難しい」が、『知的障がい児』では「精神的に滅入ってしまう」が、『精神障がい児』では「肉体的に疲れてしまう」が、それぞれ最も多くなっています。『知的障がい児』と『精神障がい児』の「特にない」の割合が他の障がいに比べて少なく、介助の負担の大きさがうかがえます。

障がいの種類別 介助者の困りごと(上位回答)



ポイント

障がい者の介助の多くを家族、特に母親が担っており、精神的、肉体的負担が大きいことがうかがえます。また、障がい者本人の年齢が上がるにつれて介助者の高齢化が進み、健康などにも影響が及ぶことが予想されます。

福祉サービスについては充実が図られてきていることから、きめ細かな相談やレスパイトサービスなど、介助者への心身面でのケアがより一層求められます。

(4) 就労について

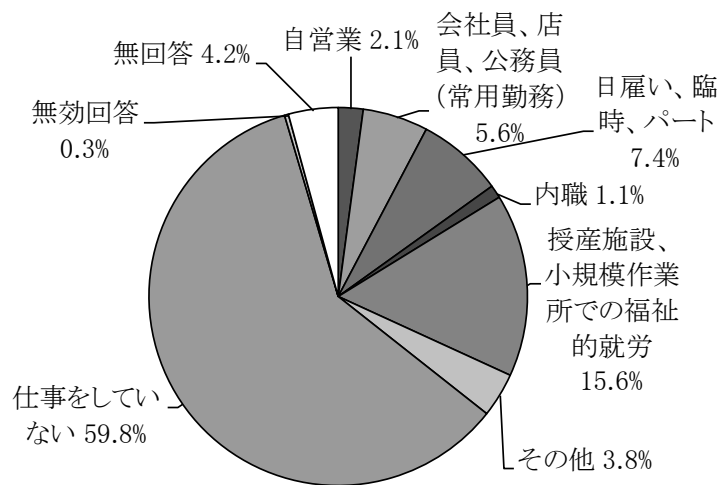
就労状況は、「仕事をしていない」と回答した人が約 60% を占めています。

仕事をしている人の中では、「授産施設、小規模作業所での福祉的就労」が最も多く、「日雇い、臨時、パート」が続いています。

障がいの種類別に就労状況を見ると、「仕事をしていない」と回答した人がどの種別でも最も多くなっています。

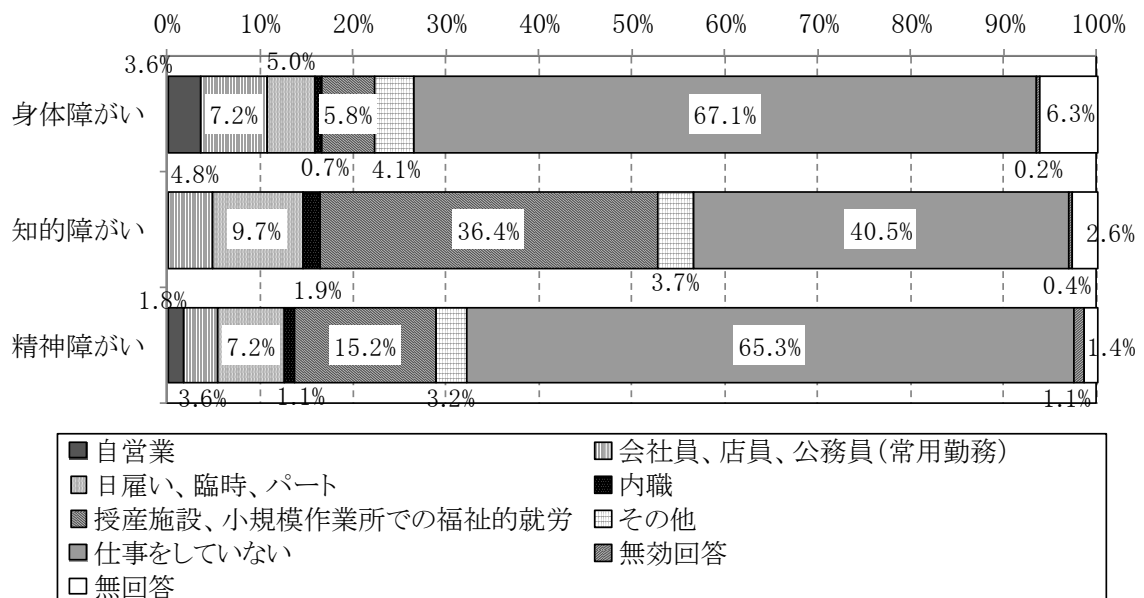
仕事をしている人は、『身体障がい者』では「会社員、店員、公務員（常用勤務）」が、『知的障がい者』と『精神障がい者』では「授産施設、小規模作業所での福祉的就労」が最も多くなっています。

就労状況【障がい者】



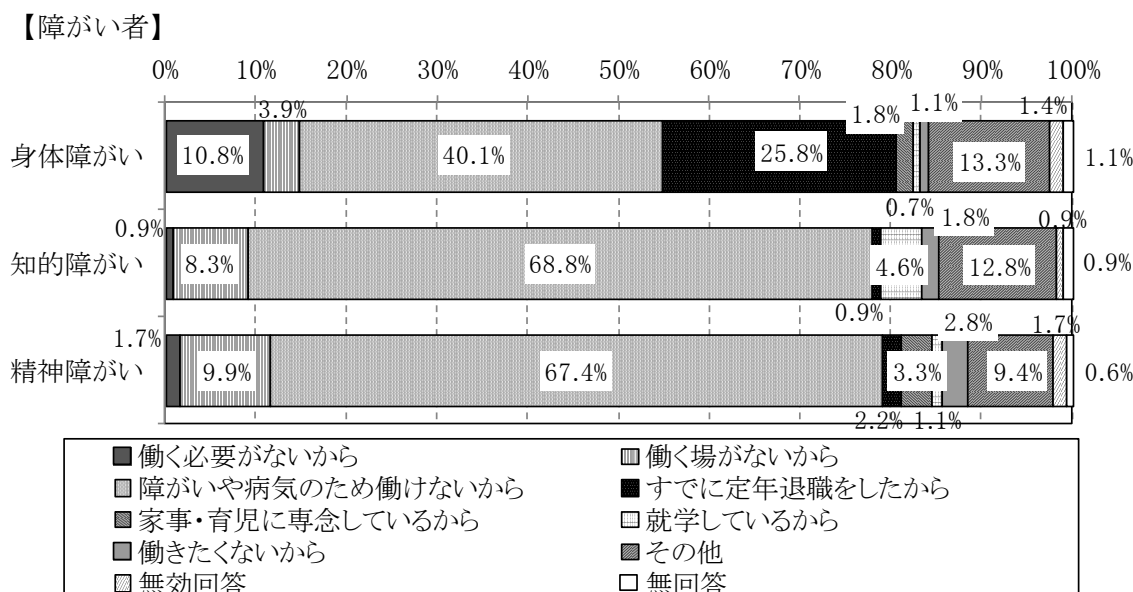
障がいの種類別 就労状況

【障がい者】



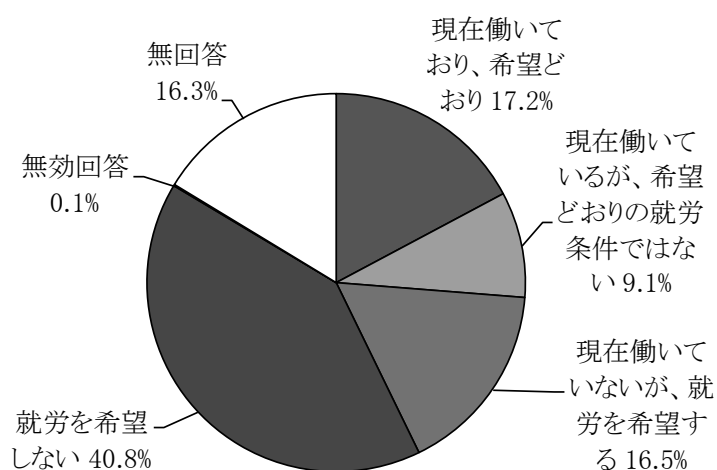
仕事をしていない理由を障がいの種類別に見ると、『身体障がい者』では、「すでに定年退職をしたから」や「働く必要がないから」が他の障がい種別に比べて多いものの、全般に「障がいや病気のため働けないから」が多くなっています。また、「働く場がないから」という人も『知的障がい者』と『精神障がい者』で10%弱に上ります。

障がいの種類別 仕事をしていない理由



望む仕事のしかたを見ると、「就労を希望しない」と回答した人は40%に上りますが、「現在働いていないが、就労を希望する」と回答した人も16.5%あります。

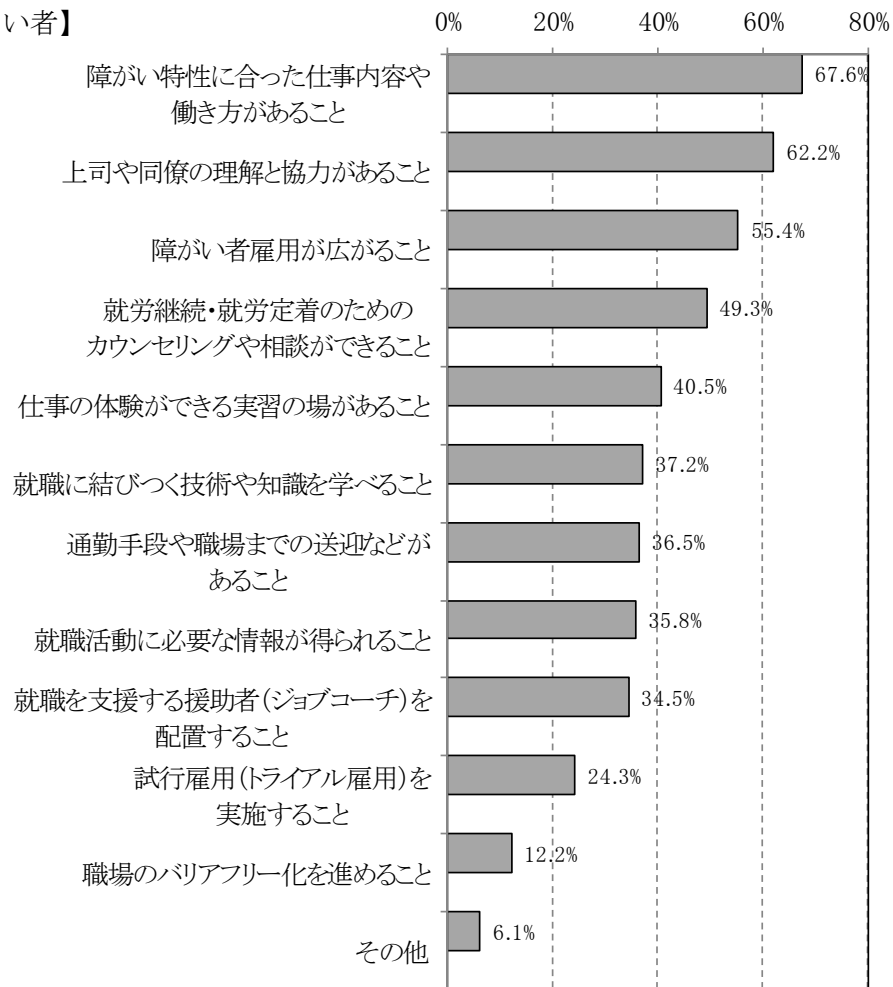
望む仕事のしかた 【障がい者】



就労支援策として必要なことは、第1位が「障がい特性に合った仕事内容や働き方があること」、第2位が「上司や同僚の理解と協力があること」、第3位が「障がい者雇用が広がること」、第4位は「就労継続・就労定着のためのカウンセリングや相談ができること」となっています。

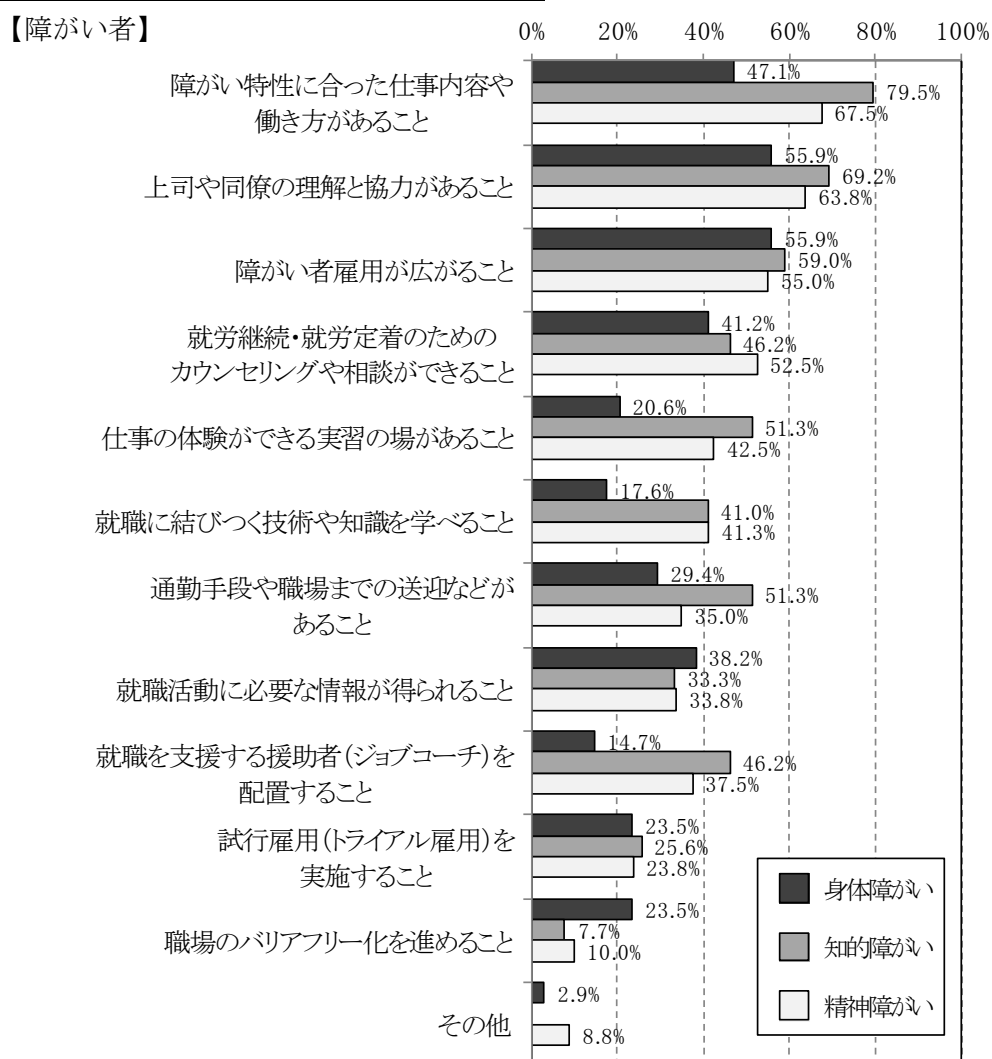
就労支援策として必要なこと

【障がい者】



障がい者の種類別に必要な支援策を見ると、「障がい特性に合った仕事内容や働き方があること」は、『知的障がい者』で80%弱、『精神障がい者』で70%弱に上ります。また、「上司や同僚の理解と協力があること」や「障がい者雇用が広がること」はいずれの障がい種別でも多く、50%以上に上ります。さらに、「仕事の体験ができる実習の場があること」や「就職を支援する援助者（ジョブコーチ）を配置すること」は『知的障がい者』と『精神障がい者』で多い傾向にあります。

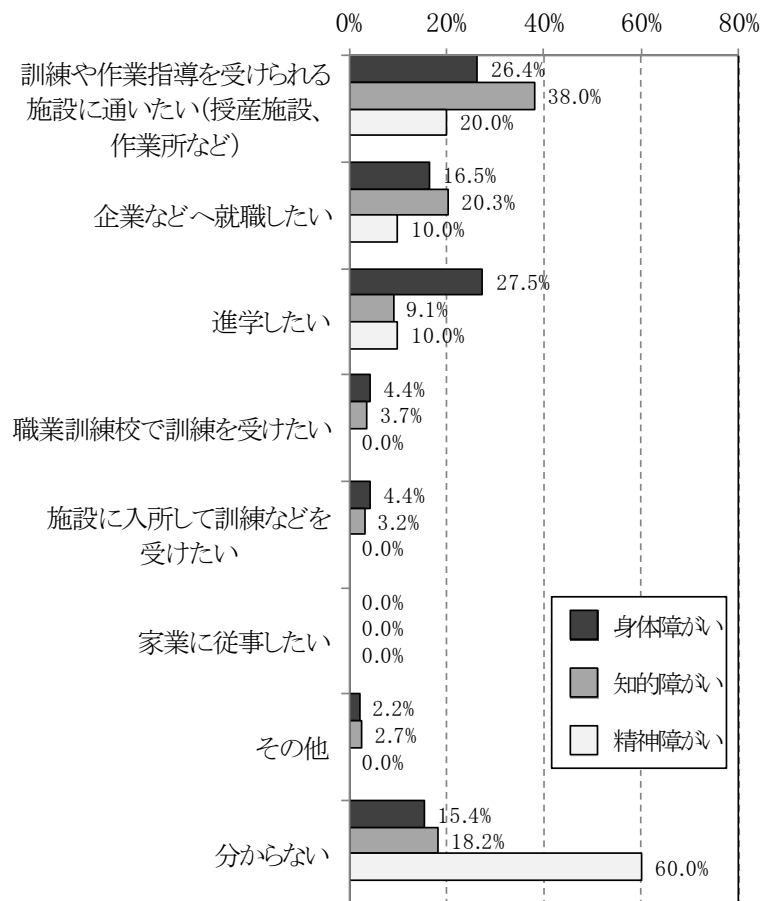
障がいの種類別 就労支援策として必要なこと



障がい児の卒業後の希望進路を見ると、全般に「訓練や作業指導を受けられる施設に通いたい」が多く、次いで、「企業などへ就職したい」が多くなっています。

卒業後の希望進路

【障がい児】



ポイント

障がい者の過半数が仕事をしていない状況ですが、精神障がい者と知的障がい者では、働くことができて「働く場がないから仕事をしていない」と回答した人が10%弱あります。

障がいの特性によっても求める就労形態や支援策に違いがあることから、それぞれの障がいに合った就労支援を進める必要があります。あわせて、民間企業等に対し、雇用促進を啓発することが求められています。

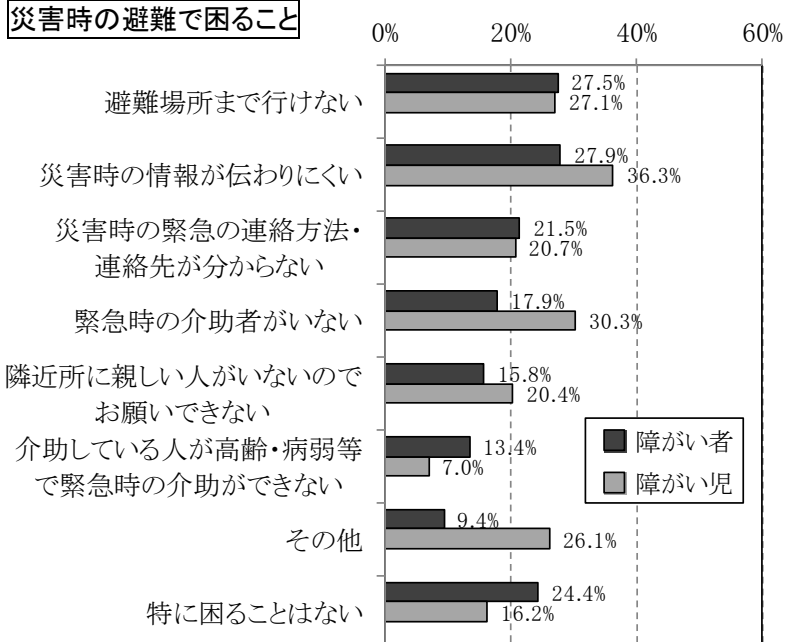
(5) 災害時の避難について

災害時の避難で困ることとは、『障がい者』、『障がい児』ともに「災害時の情報が伝わりにくい」が最も多くなっています。次いで、『障がい者』では「避難場所まで行けない」が、『障がい児』では「緊急時の介助者がいない」が続いています。

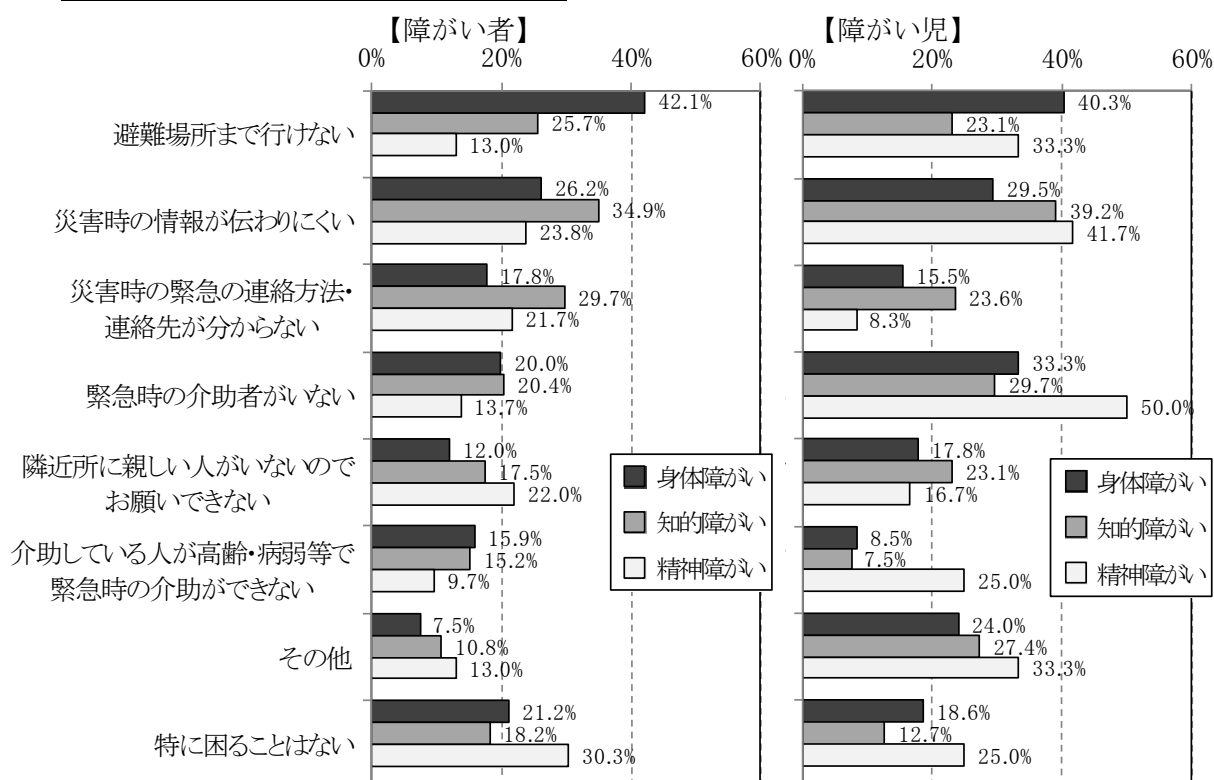
障がいの種類別に見ると、『障がい者』、『障がい児』ともに、『身体障がい者』では「避難場所まで

行けない」が40%を超えています。『知的障がい者』では「災害時の情報が伝わりにくい」や「災害時の緊急の連絡方法・連絡先が分からない」が他の障がいに比べ多い傾向にあります。『精神障がい児』では「緊急時の介助者がいない」と回答した人が50%を占めています。

災害時の避難で困ること

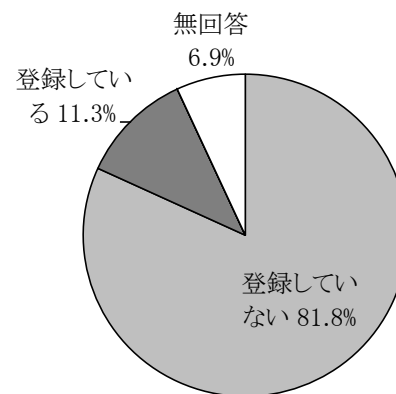


障がいの種類別 災害時の避難で困ること



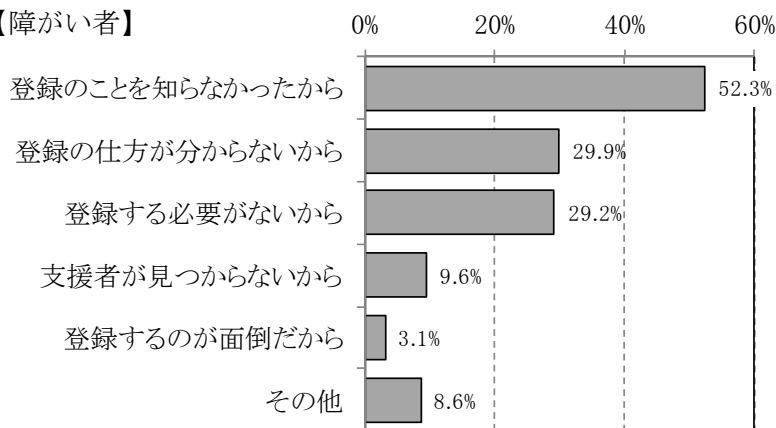
一方、災害時要援護者に登録しているかどうかについては、「登録していない」が80%前後に上り、その理由も、「登録のことを知らなかったから」が約50%、「登録の仕方が分からないから」が約30%に上り、制度が十分認知されていないことがうかがえます。

災害時要援護者の登録状況【障がい者】



災害時要援護者に登録していない理由

【障がい者】



ポイント

災害時の避難で困ることについては、障がいの違いによってさまざまであるため、障がい種別ごとのマニュアルを作成するなど防災対策の強化が必要です。また、障がい者が災害時に地域で孤立しないよう、災害時要援護者の支援制度をはじめ、地域における活動を促進する必要があります。

(6) 交流活動について

障がい者に対し、経験したことがある手助けについては、手助けをしたことが「ない」と回答した人が 35%以上に上り、したことのある手助けでは、「車いすを押す」、「話し相手」が多いという状況です。

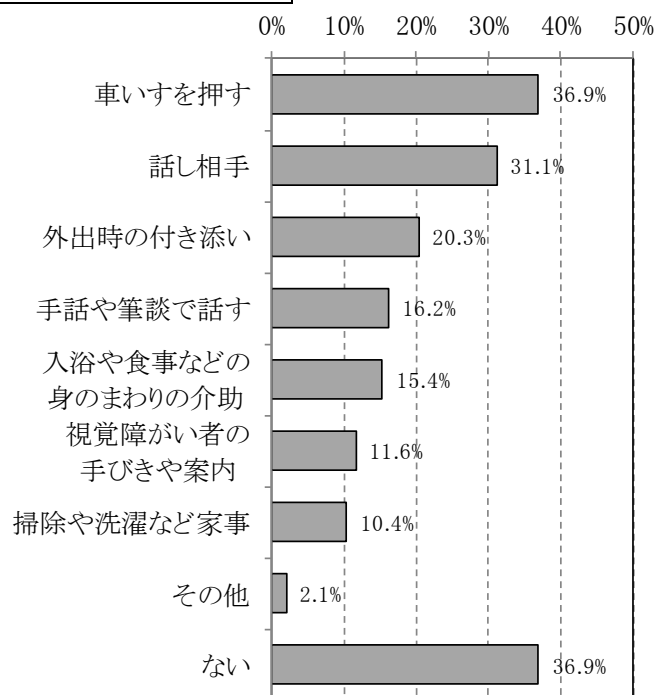
障がい者と経験したことがあるコミュニケーション手段については、コミュニケーションを「経験したことがない」と回答した人が 50%を超えています。

経験したことがあるコミュニケーション手段では、第1位が「筆談」、第2位が「携帯電話、携帯メール」、第3位が「手話」となっています。

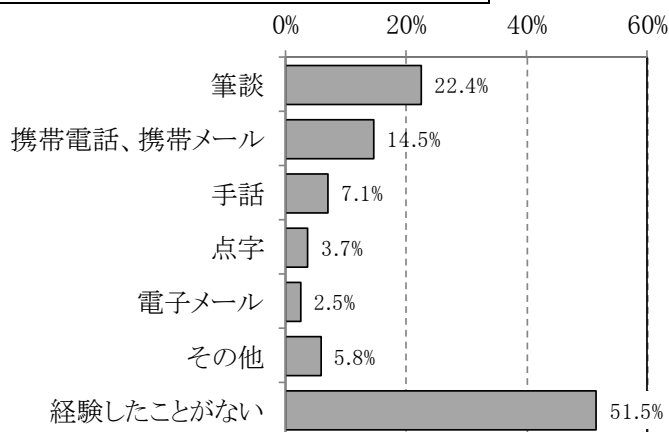
障がい者やその家族が取り組んでいる活動に参加しているかどうかについては、「参加していない」人が 80%以上を占めています。

「積極的に参加している」「時々参加している」「会報など情報誌を読んでいる」を合わせても、全体の約1割程度となっています。

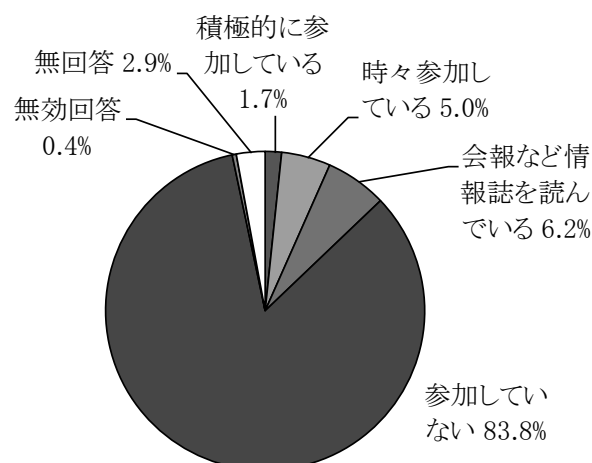
経験したことがある手助け【市民】



経験したことがあるコミュニケーション手段【市民】

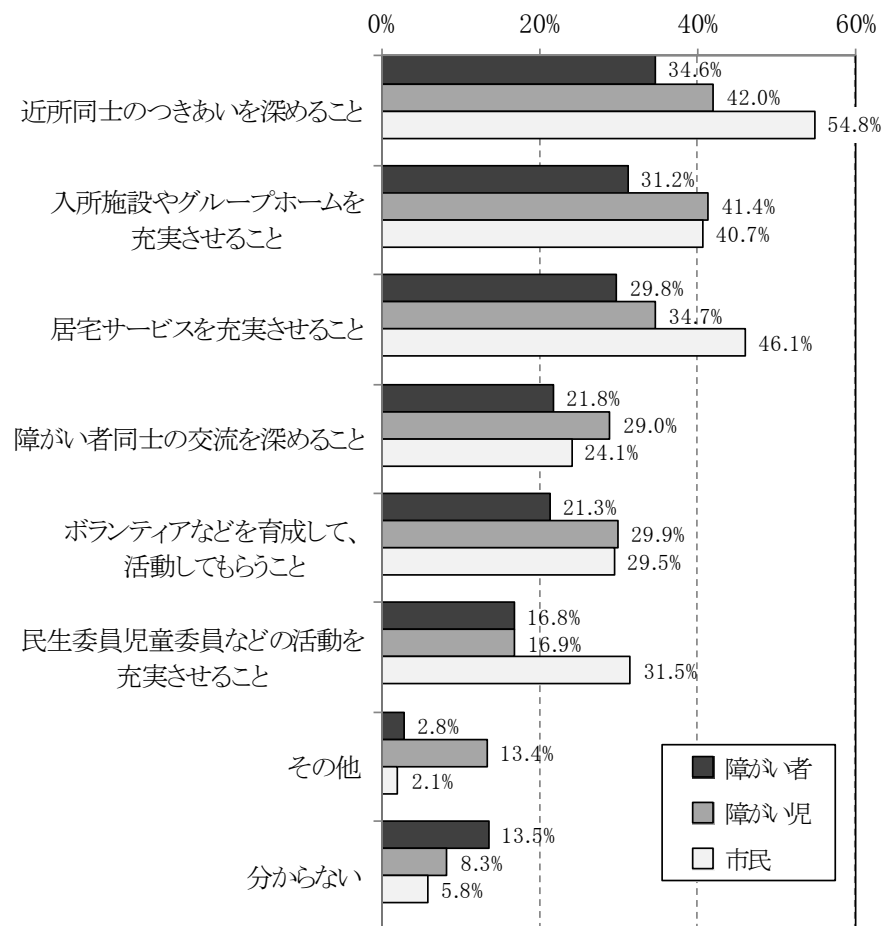


活動への参加状況【市民】



障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために重要なことは、『障がい者』、『障がい児』、『市民』ともに、「近所同士のつきあいを深めること」が最も多く、『障がい者』、『障がい児』では「入所施設やグループホームを充実させること」が、『市民』では「居宅サービスを充実させること」が続きます。

住み慣れた地域で暮らし続けるために重要なこと



ポイント

障がい者に対する手助けやコミュニケーション、障がい者が取り組む活動については、市民のかかわりは必ずしも深いとは言えません。しかし、障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするには、地域の人との交流を促進することが重要であるとの認識も高く、地域住民の理解と協力を得るためにも、啓発・広報活動や福祉に関する教育はもとより、障がいの有無にかかわらず交流できる場づくりなどが必要です。

○ 用語解説

あ 行 ～

□ 一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

□ NPO

Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織のこと。平成 10 年、これに法人格を与えて活動を支援するための「特定非営利活動促進法」が成立した。

か 行 ～

□ グループホーム

介助を必要としない障がい者が、数人で共同生活を行う住居（アパート、マンション、一戸建て等）のこと。同居あるいは近隣に居住している世話人が、食事の提供、相談、その他の日常生活上の援助を行う施設。

□ ケアホーム

比較的程度の重い障がい者が、数人で共同生活を行う住居（アパート、マンション、一戸建て等）のこと。同居あるいは近隣に居住している世話人が、入浴、排泄、食事の介助等を行う。平成 26 年 4 月からグループホームに一元化される。

□ ケアマネジメント

障がい者が地域で生活するために、障がい者一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域における福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせ、一体的・総合的に提供するための調整を行うこと。

□ 言語聴覚士

音声又は言語機能障がい者、聴覚障がい者に対して、その機能の維持向上を図るため、専門的なサービスを提供し、支援する専門職。

□ 権利擁護

知的障がい者、精神障がい者のうち、判断能力が充分でない人に対して、福祉サービスの利用に関する相談・助言、必要な手続や利用料の支払いに関する便宜供与など、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うこと。

□ エ 賃

授産施設や作業所等で福祉的就労に従事する利用者に支払われるお金のこと。施設が授産活動によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分することとされている。

□ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)

平成 17 年 7 月に策定された「ユニバーサルデザイン政策大綱」に方向付けされているような、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、「交通バリアフリー法(平成 12 年に制定され、公共交通機関のバリアフリー化と、市町村が定める移動円滑化の基本構想をおもな柱とする。)」と「ハートビル法(平成 6 年に制定され、一定規模の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの)」を統合・拡充した法律。平成 18 年 12 月に施行。

さ 行 ~

□ 災害時要援護者登録制度

障がい者や高齢者は、災害時に避難をしたり、避難後の生活を送る上でさまざまな困難が予想されることから、「支援を必要とする人」を登録し、「支援を必要とする人」の情報を自治会、自主防災組織、市役所などの関係団体が持つことによって、住民同士の助け合いや支援活動を行いやすくする制度。

□ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加する団体。市町村、都道府県、中央の各段階に組織されている。

□ 障害者基本法

障がい者のあらゆる分野への活動の参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

□ 障害者虐待防止法

障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という。

□ 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれにともなう日常生活、社会生活上の支援を一体的に行い、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的とした施設。

□ 障害者職業センター

ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、障がい者の就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供する機関。

□ 障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。平成 25 年 4 月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改称される。

□ 障害者の雇用の促進等に関する法律

障がい者の雇用の促進を図るための法律。職業リハビリテーションの推進や障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などが制定されている。

□ ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がい者が就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際に、障がい者の職場への適応を支援する。職場にジョブコーチが出向き、障がい者が職場に適応できるよう仕事への対応を支援するため、人間関係や職場での管理者や従業員に対しても助言を行い、職場や職場環境の改善を提案する。

□ ジョブサポーター

障がい者の就職支援及び職場環境の整備を目的として活動するボランティアで、ジョブサポーター研修を修了した人。

□ 自立支援給付

障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービス。介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費などに分けられる。

□ 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能・言語機能または咀嚼機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

□ 生活支援ノート

障がい、生活状況等の記録や福祉、医療等の情報を記載した手帳。

□ 精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証するもの。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

□ 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守るための制度。

□ 相談支援事業

障害者自立支援法に基づき市町村、及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、サービス利用計画の作成、事業者の紹介やサービス調整などの援助を行う。

た 行 ～

□ 地域自立支援協議会

地域において障がい者の生活を支えるため相談支援事業をはじめとする支援システムづくりや公民協働のネットワークづくりに関し、中核的な役割を担う機関として市町村が設置する協議会。

□ 地域生活支援事業

障害者自立支援法に位置づけられたもので、都道府県・市町村が厚生労働省令で定めるところにより実施する事業であり、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センターなどが含まれる。

□ 地域福祉権利擁護事業

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う事業。

□ 通級

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。

□ 特別支援教育

学校教育法に基づき、幼稚園、小中学校、高等学校などにおいて、教育上特別の支援を必要とする幼児及び児童生徒に対し、その障がいに応じた教育を行うことを目的としたもの。

□ 特別支援教育コーディネーター

保護者や外部の関係機関に対する学校の窓口として、校内の教員・保護者や外部の教育・福祉・医療・労働等の関係機関との連絡・調整等を行いながら、校内や地域の幼稚園・小中学校等に対する支援を推進する担当者のこと。

な 行 ～

□ 難 病

「難病」とは、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介助などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

□ 日常生活用具

重度の障がい者や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター、点字図書、聴覚障がい者用ファックス、文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用ベッド、入浴補助用具、スロープなどがある。

□ ノンステップバス

乗降口のステップ（段）を無くしたバス。ワンステップバスよりも床面が約 20 cm低くなっており、乗降時には更に約 7 cm低くできる構造となっている。

は 行 ～

□ 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。広汎性発達障がいとは、(1)社会性の障がい、(2)コミュニケーションの障がい、(3)想像力の障がいとそれに基づく行動の障がい、という三つの特徴を持つ障がい。三つの障がいが明らかなときは自閉性障がい、言葉の遅れがない場合はアスペルガー症候群、特徴が一部もしくは軽度な場合は特定不能の広汎性発達障がいとされている。

□ バリアフリー

「障がい者が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等、生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

□ ピアサポート、ピアカウンセリング

障がい者等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である障がい者等の相談に応じること。「ピアカウンセラー」は、その相談に応じる人のこと。

□ 福祉的就労

一般企業（企業的就労）などでの就労が困難な障がい者のため、福祉的観点によって配慮された環境のもとに就労するもので、施設の利用者としての立場による就労形態。

□ 福祉避難所

障がい者、高齢者など、一般の避難所生活で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援など）を必要とする人びとを対象に開設する避難所。

□ ペアレントメンター

発達障がい児を育てている先輩の保護者で、同じような子どもを育ててきた経験や知識や地域の情報を生かし、親の相談に乗る人。

□ 法定雇用率

社会連帯の理念に基づき、障がい者の雇用を確保するため、障がい者を雇用する義務を事業主に課すもので、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められた常用労働者数に対する障がい者数の割合のこと。

□ 補助犬

身体障害者補助犬のことで、視覚障がい者のための「盲導犬」、肢体不自由者のための「介助犬」、聴覚障がい者のための「聴導犬」がある。

□ 補装具

身体障がい者の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の白杖・義眼、聴覚障がい者用の補聴器、肢体不自由者用の車イス・義手・義足などがある。

ま 行 ～

□ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

バリアフリーのまちづくりを推進するため、平成 11 年 4 月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」が施行され、平成 19 年 4 月には、「すべての人々の社会参加の機会を確保し、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」の理念のもと、バリアフリーに向けた取り組みも進めながら、ユニバーサルデザインの推進に取り組むため改正した条例。

□ 民生委員児童委員

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された者で任期は 3 年。民生委員は児童福祉法により児童委員を兼任する。

や 行 ～

□ ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

□ 要約筆記奉仕員

難聴・中途失聴の人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳を行う人のことで、厚生労働省推奨の奉仕員養成プログラムを修了した人。

ら 行 ～

□ 理学療法士

身体障がい者に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、機能回復訓練、電気刺激、マッサージ等の理学療法を施すことを専門業務とする有資格者のこと。医学的リハビリテーション技術者。

□ 療育センター

障がいの早期発見と軽減を図ることを目的に、18 歳以下の子どもや保護者に対し発達相談、療育訓練を行う通所施設のこと。

□ 療育手帳

児童相談所等において「知的障がい」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、A（最重度、重度）と B（中度、軽度）に区分される。

□ レスパイトサービス

障がい者のいる親・家族に対して、一時的に任意の期間、任意の施設でその障がい者の介助から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助事業。

わ 行 ~

□ ワンステップバス

乗客が乗降しやすいように乗降口のステップ（段）を1段だけにしたバス。